

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会
(令和4年度第2回 ※通算第7回)

令和4年10月13日(木)
書 面 開 催

[議 題]

- ・ 構成団体より報告
- ・ 運用開始に向けた課題等について

[資 料 一 覧]

- 資料1 第6回検討会への意見・回答 (事務局)
- 資料2 JPQR ガイドラインの改訂について (キャッシュレス推進協議会)
- 資料3 今後のスケジュール(想定) (事務局)

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
延滞金の取扱い					
1	金融機関	資料1	項番2、3	<p>金融機関の窓口収納時に延滞金の徴収を行うためには、金融機関は納付書1件1件ごとに延滞が発生しているか否かを目視で確認し、延滞が発生している場合には地方団体に問合せを行い、手作業により複雑かつ多様な計算方法で延滞金の計算を行って、納付書の金額を訂正して処理しなければなりません。この場合、地方税統一QRコードを読み取って処理することは不可能（手書きで訂正した金額を基に手入力でデータ作成を行うことが必要）となります。</p> <p>都道府県や市など規模の大きな地方団体が、本検討会資料の「従前の取扱いを継続することまで排除するものではありません」という回答を抛り所に、延滞金の徴収を指定金融機関等に対して求めるようなことがあれば、地方税統一QRコード付き納付書であっても同コードの読取りを行わない処理慣行が広まりかねません。「従前の取扱いを継続することまで排除するものではありません」との記載を残すことは例外を認めることとなりますが、一団体に例外を認めるとそれを理由に近隣の他団体も同様の取扱いを求めることが容易に想像されます。この場合、地方団体と指定金等の関係を考慮すれば、指定金等がそれを拒否することは実質的に困難となり、全ての団体に対して例外の取扱いが広がり、地方税統一QRコードの導入による税公金収納のDX化の意義が失われてしまうことが危惧されます。</p> <p>地方税の延滞金の徴収は、そもそも指定金融機関の受託業務ではなく、これまでの我が国の書面・押印・対面を前提としたアナログ処理の文化の中で、地方団体との関係に配慮して協力して対応してきたものであり、地方税統一QRコードの導入によって税公金収納のDX化を目指す時代においてはもはや対応すべきものではないと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、例外対応が安易に認められるとの誤解を生むような表現は削除いただき、各地方団体に対しては、地方税統一QRコードの導入の趣旨に沿った対応をしていただくよう周知・徹底をお願いいたします。</p>	<p>【事務局】</p> <p>地方税統一QRコードを活用した金融機関窓口における特定徴収金の収納においては、令和3年6月の「地方税におけるQRコード規格に係る検討会 取りまとめ」のとおり、「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしない」こととしており、延滞金については、令和4年1月の「地方税統一QRコードの活用に係る検討会中間取りまとめ」のとおり、「地方団体は…当該延滞金に係る納付書を別途発行する」こととしています。</p> <p>一方で、地方自治法第235条の規定により、各地方団体の公金の収納・支払いの事務の取扱いについては各地方団体が指定する金融機関において行うことが原則とされている以上、各地方団体と各指定金融機関等の間で、個別に延滞金等の取扱いを決めていただくことについては、妨げられないものという認識です。</p>
ゆうちょ銀行における取扱い					
2	地方団体	資料1	項番8、13	<p>資料1 3ページ 項番8 に</p> <p>「QRコードを印刷している場合: ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センターQRコードを印刷していない場合: ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター等と用紙に刷込印刷する。」とあります。</p> <p>他方、資料1 5ページ 項番13には、</p> <p>「当行で地方税統一QRコード処理が可能となるのは2023年5月以降ですが、2023年4月であっても郵便局、ゆうちょ銀行窓口で地方税統一QRコード対応の納付書による公金納付を受付けます。」とあります。</p> <p>納付書が実際いつ使用されるのかは分からないため、2023年4月に印刷する納付書についても（仮に4月中に使用されるのであっても）取りまとめ金融機関名は、公金QR受持貯金事務センターでよいという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、この場合は5月まで納付書を溜めておき、5月以降にまとめて処理をする想定なのでしょうか。実際に徴収金額はどのように自治体に入金されるのでしょうか。</p>	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>2023年度（令和5年度）から地方税統一QRコードを印刷される納付書の取りまとめ店欄は「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」の表示をしてください。</p> <p>2023年4月から地方税統一QRコードによる収納開始までは、資金決済も含めて、従来どおりの処理（収納代理金融機関の処理）を行います。</p> <p>納付書を溜め置くことはせず、取りまとめ終了後、指定金融機関様等にお送りします。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
MPN推進協議会・運営機構提出資料関係					
3	金融 機関	資料 1	項番 15	<p>納付書の券面情報から一括消込データを手入力する場合は入力区分を「01」にするとあり、一方でQRコード破損（読取不能）時に83桁情報もしくはQRコードの提供あった場合には、入力区分は「06」（OCR）にするとあります。83桁情報は、券面情報以外は固定値でCD1、CD2も99固定値となっており（【資料3-2】レコードフォーマットに関するQA（JAMMO・JAMPA）のP.3～4参照）、券面情報に基づいて手入力し83桁情報を作成した場合は、CDの計算は不要、入力区分は「01」（手入力）という理解でしたが、認識相違ございますでしょうか。入力区分「01」と「06」を設定する場合分けの違いが、番号15の回答からは分らなかったため確認したいものです。</p>	<p>【MPN運営機構】 【資料3-2】レコードフォーマットに関するQA（JAMMO・JAMPA）のP.3～4の説明は、P.1の「QRコード破損（読取不能）時の取扱い ※納付書券面の確認イメージについては別紙を参考」を受けたものとなります。QRコード破損（読取不能）時のみ、固定値99となります。</p>
4	金融 機関	資料 1	項番 19	<p>MPNヘッダー部の仕様変更について、当行のシステム設計は終わっており、現時点で対応できません。当初の条件のとおりをお願いします。（ALL半角スペース）</p>	<p>【MPN運営機構】 改めて第5回QR活用検討会【資料8-2】の記載内容に誤りがあったこととお詫び申し上げます。 ・MPNヘッダー部の「口座振替データ伝送サービス用情報」の記載変更は仕様変更ではなく、MPNインタフェース仕様書からの引用が誤りがあったためです。 ・MPNヘッダー部の「口座振替データ伝送サービス用情報」は当初の条件（53桁をALL半角スペース）でも問題ないことが確認できたため、現時点では貴行に対応いただくことはなくなりました。ただし「口座振替データ伝送サービス」が実施されることになった場合には、ご変更対応をお願いします。</p>
5	金融 機関	資料 3- 1	1	<p>（意見） 「設定内容」が「未使用」ですが、修正対応は必要でしょうか。修正未対応でも影響がないようであれば、未使用項目のため、対応不要ではと考えております。 「設定内容」が今後「使用」に変更になる予定はあるのでしょうか。</p> <p>（理由） 「属性」については訂正前のALL半角スペースで既に対応済みのため。</p>	<p>（背景） ・MPNヘッダー部の「口座振替データ伝送サービス用情報」はMPNの「口座振替データ伝送サービス」用に用意された項目となります。現在、同サービスは利用されておらず、MPNセンタで後続処理はない状況です。そのため、「53桁をALL半角スペース」でも問題ないです。ただし、今後同サービスを利用したいという機関が登場した時には、「36桁の半角ゼロ+8桁の半角スペース+9桁の半角ゼロ（合計53桁）」へのご変更をお願いさせていただきます。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
6	金融機関	資料1	項番19	地方税共同機構のみの一括消込データを送信する時は「1」を選択可能とあるが、当行は常に「0」を設定します。認識相違があればご教示願います。	<p>【MPN運営機構】</p> <p>貴行からの一括消込データを送信いただく時に、送信日とMPN取扱日が一致するように運用いただく場合には、常に「0」を設定いただくことで問題ございません。</p>
7	金融機関	資料3-2	-	<p>本資料の他、日本マルチペイメントネットワーク運営機構「マルチペイメントネットワークインタフェース仕様書」（第4.8版）も併せて確認しているところですが、</p> <p>(1)データ項目の論理チェックはMPNヘッダ一部とエンドレコードに対してのみ行い、サブファイルについては、レコード構成（存在と順序チェック）と物理サイズの整合確認のみと認識しましたが、この理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(2)「チェックでエラーとなった場合、エラーの情報を含むファイルまたはサブファイルは収納機関に中継しない」とあります。</p> <p>この場合、エラー発生時の金融機関の再送動作は、MPNからのエラー通知を受けて、</p> <p>①エラーを訂正した後、改めて全データを再度送信する（洗い替え）</p> <p>②エラーを訂正した後、エラーを起こしたサブファイルだけで一括伝送データを再作成して送信するの2パターンの対処動作を行う事が求められているとの理解で正しいでしょうか。</p> <p>この場合、オペレーショナルリスク低減の観点から運用現場での判断事務を最少化するために、①の洗い替え方式のみで対応したいと考えておりますが、可能でしょうか。</p>	<p>【MPN運営機構】</p> <p>(1)サブファイルは以下のチェックも行っております（MPNインタフェース仕様書 p5-85）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ヘッダレコード <ul style="list-style-type: none"> ・収納機関コード：有効な収納機関コードであること、送信対象の収納機関コード向けのファイル通番が1日の上限に達していないこと ・金融機関コード：有効な金融機関コードであること ○データレコード <ul style="list-style-type: none"> ・収納金額：0以外の数値であること ・収納金額以外の各種金額：数値であること ○トレーラコード <ul style="list-style-type: none"> ・各種の金額合計：データレコードの各種の金額を合計した値と一致すること <p>(2)（前提）エラー時の対象範囲が当該ファイル全体をエラーとする場合は、ファイル全体が収納機関に中継されず、また、クリアリング対象にもなりません。当該サブファイルをエラーとする場合は、エラーとなったサブファイルのみが収納機関に中継されず、残りのサブファイルは収納機関に中継され、中継された消込データはクリアリングの対象になります。</p> <p>（MPNセンタと直接接続している金融機関の場合）エラー時の対象範囲が当該ファイル全体をエラーとしている場合は①、当該サブファイルをエラーとしている場合は②の対応を行っていただく必要がございます。</p> <p>（MPNセンタに金融機関共同センタを経由して接続されている金融機関の場合）金融機関共同センタを経由して接続されている金融機関は、MPNセンタから共同センタに対しチェック結果データを送信しますが、共同センタ側でそのMPNチェック結果データをどう取り扱っているのかはMPNセンタではわかりませんので、MPNチェック結果データの運用はご利用の共同センタにも確認頂く必要があります。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
「eLマーク」について					
8	金融 機関	資料 1	項番 33	eLマークがあっても、地方税統一QRコードがないパターンもあるとのことですが、逆に、地方税統一QRコードの印字があれば、eLマークも必ず記載されているとの理解でよいでしょうか。	【地方税共同機構】 地方税統一QRコードの印字がある納付書には、原則eLマークが記載されます。
9	金融 機関	資料 1	項番 33	共通納税にも対応しないものには、eLマークを入れないとの考えでよいでしょうか。 QR対応する納付書、QR対応しない納付書を一律のフォーマットで印刷する場合、QRコードにも共通納税にも対応しない納付書（納付書にeL番号を表示しないもの）については、一律eLマークを印刷しないとの対応でよいでしょうか。（地方税共同機構様からお示しいただいた、eLマークを「*」、「=」で抹消する対応ができないと地方団体様から言われた場合です。）	【地方税共同機構】 共通納税システムに対応しない納付書には、eLマークは記載されません。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
証券の取扱いについて					
10	金融機関	資料1	項番43	<p>地方税統一QRコード付き納付書による窓口収納の開始当初においては、小切手を持参して地方税統一QRコード付き納付書による納付を希望する納税者も出てくると思いますが、これまで納付できていたものができなくなるため、納税者の理解をスムーズに得られないこともあると考えています。</p> <p>証券による支払いができない旨を金融機関窓口で丁寧にご説明したうえでも、なお、そのまま他店券支払いを納税者が強く希望する場合は、納税者の利便性維持の観点から、地方税統一QRコード付き納付書であって、地方税統一QRコード無しの納付書として持ち出す（一括伝送しない）例外的な取扱いを準備したいと考えますが、この点についてご見解・ご示唆を頂戴したく存じます。</p>	<p>【事務局】</p> <p>金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書に係る地方税については、原則として当該QRコードを活用しeLTAX経由で収納されることを想定しており、令和4年3月の「地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）」のとおり「eLTAX経由での収納においては証券の取扱いを行わない」こととしています。他方、証券による支払いができない旨を金融機関窓口で丁寧にご説明いただいたうえでも、証券による取扱いを納税者が希望される場合には、納税者の利便性の観点から、金融機関側の判断により、ご指摘のような取扱いを準備いただくことを妨げるものではありません。</p>
11	金融機関	資料1	項番43	<p>証券の取扱いについては、歳入金と公金QRの納付書を1枚の証券で同時に納付される納税者がいると考えます。本件ケースでは窓口での受付けをお断りする必要があります。この点について、日本銀行様への情報提供をお願いします。</p> <p>また、制度上の変更点として、地方団体様、納税者様に理解浸透が図られるよう対応をお願いします。（受付けをお断りする金融機関窓口で納税者の苦情対応が発生しないよう対応をお願いします。）</p>	<p>【事務局】</p> <p>日本銀行に対する歳入金の納付は、地方税の納付とは異なるものであり、納付者が証券による支払いを希望するのであれば、それに従ってご対応いただくべきかと考えます。</p> <p>なお、地方税統一QRコードが印字された納付書に係る地方税については、原則として当該QRコードを活用しeLTAX経由で収納されることを想定しており、令和4年3月の「地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）」のとおり「eLTAX経由での収納においては証券の取扱いを行わない」こととしています。他方、証券による支払いができない旨を金融機関窓口で丁寧にご説明いただいたうえでも、証券による取扱いを納税者が希望される場合には、納税者の利便性の観点から、No.10のような取扱いをご検討いただくことを妨げるものではありません。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
金融機関における地方税統一QRコードの読取りテストについて					
12	金融機関	資料4	-	印刷会社と意見交換している際に、印刷会社が印刷するQRコードと地方団体が自ら印刷するQRコード（転入者等向け）が存在するとの情報をもらいました。 読取テストでは、より印刷精度の低いものをテスト対象とすることを検討願います。	【事務局】 読取りテストの対象帳票については、各地方団体・各金融機関との協議において決めていただければと思いますが、実際に用いられる可能性のある納付書と極力同一のもので読取テストを実施いただければと思います。
13	金融機関	資料4	3	参考例①・②において、「1. 地方団体からテスト希望先の金融機関に読み取りテストの実施を依頼・相談」とされているが、本連絡調整（読み取りテスト実施の依頼・相談）に係る連絡を最初に行うべき主体は、基本的に次のとおりの理解でよいか。 イ)地方団体向け「QR対応・検討状況調査」における地方団体の回答結果のうち、「2. 読取りテストについて」における「①指定金融機関」や「②指定金以外の追加的な読取りテストを行う場合、依頼予定の金融機関」として金融機関の名称が挙げられている場合 → 地方団体から金融機関に対して読取りテスト実施の依頼・相談に係る連絡を行う。 ロ)金融機関向け「QR対応・検討状況調査」における金融機関の回答結果のうち、「2. 読取りテストについて」における「②指定金先となっていない場合、最も地方税の取扱い件数が多い地方団体」・「③指定金及び②以外で追加的な読取りテストを行う地方団体」として地方団体の名称を挙げている場合（地方団体向け調査の回答結果のうち、「2. 読取りテストについて」において「②指定金以外の追加的な読取りテストを行う場合、依頼予定の金融機関」として金融機関の名称が挙げられている場合を除く） → 金融機関から地方団体に対して読取りテスト実施の依頼・相談に係る連絡を行う（金融機関側のみが読取りテスト実施を希望しているため、金融機関から地方団体に連絡を行う）。なお、金融機関が上記「②指定金先となっていない場合、最も地方税の取扱い件数が多い地方団体」・「③指定金及び②以外で追加的な読取りテストを行う地方団体」として地方団体の名称を回答した場合であっても、地方団体向け調査の回答結果のうち、「2. 読取りテストについて」において、「②指定金以外の追加的な読取りテストを行う場合、依頼予定の金融機関」として金融機関の名称が挙げられている（金融機関・地方団体双方が読取りテストの相手先として希望している）場合は、地方団体から金融機関に対して読取りテスト実施の依頼・相談に係る連絡を行う。	【事務局】 ご認識のとおり、基本的には、 ・地方団体側が追加的なテスト希望先として調査に回答している場合は、地方団体から金融機関に対して依頼・相談。 ・地方団体側が追加的なテスト希望先としていない金融機関で金融機関側は当該地方団体とテストを希望する場合は、金融機関から地方団体に対して依頼・相談。 という流れを想定していますが、必ずしもこれに限定されるものではありません。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
14	金融機関	資料4	3	参考例①・②の2. では、「…地方団体は納付書の種類を提示の上、時期等を調整し、地方団体から金融機関へ必要枚数分の納付書を送付…」とされているが、例えば、読取りテストを行う金融機関が指定金融機関以外の場合には、地方団体と調整のうえ、一部の税目のみテストを行うことも可能（必ずしも全ての税目の納付書のテストを行う必要はない）との理解でよいか。	【事務局】 地方団体と金融機関の双方の状況により、対応できる範囲は異なると考えますので、納付書の種類等含め、テストの詳細については、双方の調整により、適切に行ってください。
15	金融機関	資料4	3	参考例①・②の2. では、「データ項目については極力、実際のものと同様の値を設定する。ただし、難しい場合はダミー値を設定する」とされている。『データ項目』とは、参考例②の3. に記載のとおり『83桁情報』を、『実際のものと同様の値』とは、『納付書に印字された83桁情報と、納付書のQRコードを読み取った際に抽出した83桁情報が同一の値』となることを指すとの理解でよいか。	【事務局】 「データ項目」については83桁情報に限らず、地方税統一QRコードに格納される項目（5桁のCRC等）も含めた意図になります。また、「実際のものと同様の値」とは、ダミー値（全て半角1を仮入力等）ではなく、実際の納付書情報に近い値を設定していただくイメージになります。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
地方税統一QRコードの各種テストについて					
16	地方 団体	資料 4	1	<p>①金融機関窓口納付を想定した一気通貫テストについて</p> <p>金融機関におけるQRコードの読み取りテストとは別に、（対象機関、数量等は限定的でもよいが）地方団体がQR付き納付書を作成するところから、金融機関、地方税共同機構を通じて、当該納付書に係る税基幹システムへの収入の消込処理までの全体を通した一気通貫のテストを地方税共同機構が計画する総合連動試験において実施したいと考えております。</p> <p>上述のテスト計画に係る方針等についても金融機関による地方税統一QRコード読み取りテストと同様にお示しいただきたい。</p>	<p>【地方税共同機構】</p> <p>ご質問のようなテストへの対応は予定していません。</p> <p>団体連動試験において、金融機関窓口での納付を想定した試験データを地方団体に提供することを予定していますので、税基幹システムでの消込処理のテストには当該試験データをご活用いただくなど、現在お示ししている試験計画でのご対応をお願いします。</p> <p>団体連動試験の考え方や内容については、地方団体向けのQAなどを通じて周知いたします。</p>
17	金融 機関	資料 4	1	<p>地方税統一QRコード付き納付書の読取テストについては、一部地方団体より、金融機関による読取から地方団体への納付情報送信までの一貫したテストを要請されるケースがあります。</p> <p>限られた準備スケジュールの中で、部分ごとのテストしか実施できない旨を説明していますが、本検討会事務局や地方税共同機構からも、本件について地方団体への周知をお願いいたします。</p>	<p>【事務局】</p> <p>第6回検討会資料4「金融機関による地方税統一QRコード読み取りテストについて」1ページ目のおり、「限られたスケジュールのなかで効率的に…確認を行う必要があるため…一連の流れを一貫して確認するのではなく…それぞれの関係者間においてテストを実施する」こととしています。</p> <p>上記のとおり、一貫したテストを行う体制は整えられていないため、それぞれのテストの中で、必要な確認を行っていただきますよう、お願いいたします。</p>
18	地方 団体	資料 4	1	<p>②キャッシュレス収納に係るテストについて</p> <p>地方税共同機構が示す団体連動試験計画書においては、地方税お支払サイト（クレジット、MPN）に係るテストケースのみを記載されております。</p> <p>納税者がスマホ決済アプリ払い等、キャッシュレスで納税した場合についても、①と同様の一気通貫試験を実施したいと考えておりますので、ご検討いただきたい。</p>	<p>【地方税共同機構】</p> <p>ご質問のようなテストへの対応は予定していません。</p> <p>団体連動試験において、スマホ決済アプリでの納付を想定した試験データを地方団体に提供することを予定していますので、税基幹システムでの消込処理のテストには試験データをご活用いただくなど、現在お示ししている試験計画でのご対応をお願いします。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第1回 ※通算第6回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
その他					
19	金融機関	その他	-	<p>地方団体様からの地方税統一QRコードに関するアンケートについて 地方団体様からアンケートをいただいています。回答を求められている内容が地方税統一QRコード活用検討会で整理・公表された内容です。金融機関の負担になるため、同様のアンケートを実施しないよう地方団体様に周知をお願いします。</p>	<p>【事務局】 地方団体には、地方税統一QRコード活用検討会の検討内容や、本年6月に取りまとめた各金融機関における「QR対応・検討状況調査」の結果についてこれまでも周知していますが、今後も適切に制度開始の準備ができるよう、検討会で整理・公表された内容や各種調査結果について、随時、地方団体に周知してまいります。</p>
20	金融機関	その他	-	<p>納付書作成基準に則らない独自帳票の取扱い 一部の地方団体様において、地方税統一QRコード対応をする納付書で、「地方税統一QRコード納付書の作成基準」に則らない独自帳票を作成予定であることが判明しました。 当行としては以下の対応を行う方針ですので、情報共有等をいたします。 ア 「地方税統一QRコード納付書の作成基準」に則って納付書を作成いただくよう該当の地方団体様に要請 イ 独自帳票の場合、当行店舗、郵便局（簡易郵便局を含む）窓口での受付をお断りするところがある ウ 制度開始当初は何らかの事情で独自帳票とする場合でも、次年度からは基準を満たす納付書とするなど暫定的な対応としてもらいたい旨、総務省様、地方税共同機構様へ要望 エ 地方税統一QRコード活用検討会に参加する金融機関等への情報提供 ※ウ、エは本件意見の提出を持って要望、情報提供とさせていただきます。</p>	-
21	金融機関	その他	-	<p>令和5年4月当初から地方税統一QRコード付き納付書による窓口収納に対応しない金融機関が当該納付書による納付を受け付けた場合、および地方税統一QRコード付き納付書による窓口収納に対応している金融機関であっても同QRコードの読取りエラーで指定金融機関に取り次ぐ場合、当該納付書が非QR納付書扱いとして指定金融機関へ持ち込まれると認識しています。 このようなケースにおいて、指定金融機関における事務ミス（非QRとして扱わなければならないのに、誤って地方税統一QRコード付き納付書として扱ってしまうこと）を懸念しています。事務ミス防止のため、受け付けを行った金融機関が指定金融機関へ送付する際は、地方税統一QRコードをマスキングする等、非QR納付書扱いであることが明確に分かるような表示をすることをルール化していただけないでしょうか。</p>	<p>【事務局】 令和5年4月当初から地方税統一QRコード付き納付書による窓口収納に対応しない金融機関においては、既存の指定金契約や収納代理契約にもとづき収納を行うこととなるところ、同金融機関から指定金融機関に送付された納付書は、自金融機関で受け付けした地方税統一QRコード付き納付書とは別に管理がなされるものと考えられます。 このため、ご指摘の懸念は必ずしも発生するものではないと考えられることから、ルールとして整理する対応はいたしません。個別の対応を行うことを妨げるものではないかと考えております。 なお、令和5年4月当初からの地方税統一QRコード付き納付書による窓口収納に対応することが困難な金融機関においては、当該納付書を受け入れるにあたって、これを電子的に処理することが困難な場合には、①既存の指定金・収納代理契約にもとづく納付、または②指定金・収納代理契約がない場合の指定金等への取次ぎ（その後、既存の指定金契約等にもとづく納付）のいずれかで対応されるものと考えております。また、③QR対応している金融機関がQR読取りエラーにより納付書の搬送を選択した場合も、①または②と同様の対応を行う整理（令和4年1月「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間とりまとめ」参照）としております。</p>



コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン

【店舗提示型】

MPM(Merchant-Presented Mode)

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

Ver.3.0

2022年11月8日

【履歴】

日付	内容
2019年3月29日	新規制定 (Ver. 1.0)
2019年10月31日	第1部 6.5を追加、従前の 6.5 を 6.6 に繰り下げ、第2部 6.4 を追加、従前の 6.4 を 6.5 に繰り下げ、別紙1 (第1部及び第2部共通) を追加等 (Ver. 1.1)
2020年4月27日	第3部を追加、その他軽微な表現の修正等 (Ver.2.0)
2022年11月8日	第4部を追加、第5部としてセキュリティに関する事項を集約 (Ver.3.0)

目次

はじめに	1
1 本ガイドラインの目的	1
2 本ガイドラインの適用範囲・注意事項	2
第1部 静的 QR コード	4
1 全体フロー	5
2 統一静的 QR コード仕様	5
2.1 データフォーマット	5
2.2 表示要件	9
2.3 検証 【共通】	9
3 統一店舗識別コード【共通】	9
3.1 総則	9
3.2 統一店舗識別コードの取得	10
4 事業者識別コード【共通】	11
4.1 総則	11
4.2 事業者識別コードの取得	11
5 契約店との接続等	12
5.1 契約店への統一静的 QR コードの設置	12
5.2 QR コードの特性の説明	12
第2部 動的 QR コード	13
1 全体フロー	14
2 統一動的 QR コード仕様	14
2.1 データフォーマット	14
2.2 表示要件	17
2.3 画面輝度	18
2.4 検証 【共通】	18
3 統一店舗識別コード【共通】	19
3.1 総則	19
3.2 統一店舗識別コードの取得	19
4 事業者識別コード【共通】	20
4.1 総則	20
4.2 事業者識別コードの取得	20
5 契約店との接続等	21

5.1	動的 QR コード表示端末の設置	21
5.2	動的 QR コードの特性の説明	21
6	接続パターン	22
第3部	請求書払い（バーコード）	23
1	全体フロー	24
2	請求書払い（バーコード）の仕様	24
3	円滑な請求書払い（バーコード）の実現	25
3.1	請求書払い（バーコード）の利用方法の周知（誤認の防止）	25
3.2	二重支払いの防止	25
3.3	正確な決済の実行	26
第4部	地方税統一 QR コード	27
1	地方税統一 QR コードとは	28
2	全体フロー	28
3	本仕様書における記載内容	28
4	地方税統一 QR コード仕様	29
4.1	データフォーマット	29
4.2	表示要件	30
4.3	検証 【共通】	31
4.4	地方税統一 QR コードの利用方法の周知（誤認の防止）	31
4.5	二重支払いの防止	32
第5部	セキュリティ	33
1	総論	34
2	不正利用例	34
3	本人認証	36
3.1	総論	36
4	静的 QR コードの管理	37
5	取引の管理	38
5.1	取引検証	38
5.2	決済完了画面の表示	38
5.3	契約店への取引確認手段の提供	39
5.4	利用者への取引通知	40
5.5	事後的な不正利用検証	40
6	システム間の情報連携におけるリスク検証の実施	41
7	その他	41

今後について	43
1 本ガイドラインの改訂方針	43
2 コード決済の発展に向けて	43
別紙1	44
1 BCM 原則を満たすとは	45
2 例：パスワード・リセットのケース	46
2.1 シーケンス図	46
2.2 プロトコル説明	46
2.3 BCM 評価原則	48
2.4 評価	50
2.5 技術的対策以外の対策	51

【用語集】

本ガイドラインにおける用語は以下の通りの意味を有する。

用語	定義
アクワイアラ	契約店と契約を締結の上、契約店がコード決済を取り扱えるようにする事業者
協議会	一般社団法人キャッシュレス推進協議会
協議会事務局	一般社団法人キャッシュレス推進協議会の事務局
契約店	コード決済事業者やアクワイアラ等との契約に基づき、自己の商品・サービス等の対価を利用者からコード決済にて支払いを受ける者
ゲートウェイ事業者	契約店とコード決済事業者の間で、契約店からのコード決済情報をコード決済事業者へと仕向けを行う事業者
コード決済	バーコード又はQRコード ¹ を用いたキャッシュレス決済。ただし、店舗提示型においてはバーコードの利用は想定されていない。
コード決済アプリ	コード決済を行うことを目的とした、利用者又は契約店用アプリケーション
コード決済関連事業者	コード決済事業者、コード決済アプリ開発者、アクワイアラ、契約店への処理端末提供者、ゲートウェイ事業者等コード決済に関係する幅広い事業者
コード決済事業者	コード決済を利用者及び契約店に提供する事業者
事業者識別コード	統一QRコードを用いたコード決済において使用される、8桁の数字で構成される各コード決済サービス固有の番号
請求書払い（バーコード）	代理収納ガイドラインに準拠した請求書（払込票）に印刷されたバーコードを利用者が自己のスマートフォン等のモバイルデバイスで読み取って、当該請求書（払込票）の支払いを行う方式
静的QRコード	あらかじめ印刷等の上契約店に設置され、繰り返し決済に利用される固定のコード決済用のQRコード
接続API	システム間のデータ送受信に関してあらかじめ定められたルールであり、当該ルールに沿って外部機能呼び出し、データ連携する。なお、APIとは、Application Programming Interfaceの略称である。
代理収納ガイドライン	一般財団法人流通システム開発センターが定める「GS1-128による標準料金代理収納ガイドライン ー正確、迅速な代理収納をめざしてー」（2014年4月）及び「GS1-128による標準料金代理収納システム 補足資料」（2014年4月）（これらに対するその後の修正版・改訂版を含む。）
店舗提示型 [MPM]	決済に際し、契約店にあらかじめ設置されているQRコード又は契約店側の動的QRコード表示端末に表示されたQRコードを利用者が自己のスマートフォン等のモバイルデバイスで読み取る方式。MPM(Merchant-Presented Mode)とも言う。

¹ QRコード[®]は、株式会社デンソーウェーブの登録商標である。

統一静的 QR コード	本ガイドラインに定められた仕様に準拠した静的 QR コード
統一店舗識別コード	統一 QR コードを使用する際に用いられる 29 桁の数字で構成される各契約店固有の識別番号
統一動的 QR コード	本ガイドラインに定められた仕様に準拠した動的 QR コード
統一 QR コード	統一静的 QR コード及び統一動的 QR コードの総称
動的 QR コード	決済の都度、契約店側の動的 QR コード表示端末で生成されるコード決済用の QR コード
利用者	コード決済事業者の提供する利用規約等にあらかじめ同意した上で、自己が契約店から受けた商品・サービス等の対価をコード決済によって支払おうとする者
利用者提示型 [CPM]	決済に際し、利用者が自己のスマートフォン等のモバイルデバイスにバーコード又は QR コードを表示して契約店側の処理端末に読み取らせる方式。CPM(Consumer-Presented Mode)とも言う。
EMV 仕様(MPM)	EMVCo, LLC. が公表している「EMV® QR Code Specification for Payment Systems (EMV QRCPS) Merchant-Presented Mode」(Version 1.0, July 2017) 及びこれに対するその後の修正版・改訂版において定められている QR コードの仕様（静的 QR コードと動的 QR コードの双方を含む。）
QR コード	コード決済用の二次元コード（二次元シンボル）。静的 QR コードと動的 QR コードの双方を含む。

はじめに

1 本ガイドラインの目的

キャッシュレス化は少子高齢化や人口減少に伴う労働者人口の減少の時代を迎えた現在、実店舗等の無人化・省力化や支払データの利活用による顧客のニーズに対応した経営を可能にするといった店舗側のメリットのみならず、現金準備の手間からの解放や家計の見える化による自己の消費動向の把握等利用者側のメリットも大きく、政府も「未来投資戦略 2018」においてキャッシュレス決済比率を 4 割程度とすることを目指すとしている。

スマートフォンの普及に伴い、コード決済は、従来のクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード等に加えて、新しいキャッシュレス決済手段としてその活用及び発展が期待される場所である。一方で、各コード決済事業者が独自の仕様による QR コードを用いることとなる場合、契約店において、各コード決済事業者の QR コードにそれぞれ対応する必要に迫られるため、導入コストや従業員教育コストが増加するだけでなく、利用者においても乱立した QR コードによる混乱が生じることが懸念される。あるいは、契約店が加盟店契約を締結するコード決済事業者を限定する結果、利用者側の利便性が損なわれることも考えられる。こういった事態を回避し、コード決済の導入・普及を促進するためには、QR コードの乱立状態を解消・防止し、契約店及び利用者にとってわかりやすいコード決済手段の提供が不可欠であると考えられる。本ガイドラインは、コード決済のうち、店舗提示型にかかる QR コードの仕様を定め、コード決済に用いられる QR コードの統一化を図るものである。これにより、契約店及び利用者における混乱を抑止し、コード決済の迅速かつ円滑な普及を促すとともに、コード決済の社会的コストの低減に寄与することを目的とする。同時に、本ガイドラインはコード決済市場における自由な競争を阻害することがないように、QR コードの統一化において一定の拡張性・柔軟性を確保することに留意している。

また、コード決済の普及及び活用には、契約店及び利用者にとって安心かつ安全な決済手段であることが必須の条件となる。コード決済関連事業者は安心かつ安全な決済手段を提供するよう常にセキュリティ対策の検討及び実施を行う必要がある。本ガイドラインにおいては、QR コードの仕様の統一化のみならず、コード決済におけるセキュリティ対策について、必須の対策から参考となる対策までレベルを分けて記載している。ただし、決済関連分野におけるテクノロジーの発展は著しいものがあり、各コード決済関連事業者は本ガイドライン記載のセキュリティ対策にのみとらわれることなく、常に自己のセキュリティ対策を向上させてもらいたい。なお、本ガイドラインに記載されるセキュリティ対策以外にも協議会、関係省庁、関係団体等がセキ

セキュリティ対策に関する指針やガイドラインを策定している場合があり、各コード決済関連事業者はこれらも参照されたい。

なお、本ガイドラインは、コード決済事業者、ゲートウェイ事業者、アクワイアラ、流通事業者、関係団体、専門家等の幅広い会員を有する協議会における検討及び2019年3月21日から26日まで実施されたパブリックコメントの結果を踏まえて作成されたものであり、本ガイドラインに基づいた統一QRコードの活用により、さらなるコード決済の普及及び活用を期待するものである。

2 本ガイドラインの適用範囲・注意事項

- 本ガイドラインは、コード決済のうち、店舗提示型にかかるQRコードの統一仕様を定めるものであるが、統一QRコードを利用しない場合においても、参考となるべき記載事項（セキュリティ等）が含まれる。なお、第1部において静的QRコードについて、第2部において動的QRコードについて、第3部において請求書払い（バーコード）の仕様等を定めている。なお、第1部と第2部は共通する部分が多いため、それぞれに共通する項目については各部において重複して記載しているが、表題部に「【共通】」と記載することによって容易に識別が可能となるようにしてある。第3部については、第1部及び第2部と共通する部分も存在するが、全体的に共通する項目が少ないため、かかる表記は行っていない。利用者提示型にかかるバーコード及びQRコードの統一仕様等については、協議会が別途定める「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン【利用者提示型】CPM(Consumer-Presented Mode)」を参照されたい。
- 本ガイドラインは、幅広くコード決済関連事業者を対象とするものである。
- 本ガイドラインは強制力を持つものではないが、本ガイドラインはコード決済の発展のために、コード決済に関係する幅広い関係者による検討及びパブリックコメントを踏まえて作成されたものであり、本ガイドラインの目的達成のためにもコード決済関連事業者は本ガイドラインを遵守されたい。既に各コード決済関連事業者によって展開されている各事業者独自のQRコードから統一QRコードへの移行には、現在のシステムの変更、統一店舗識別コードの発番作業、店頭で設置されているQRコードの貼り換え作業等、様々な移行手続きを要するものであり、本ガイドラインはコード決済関連事業者に対して統一QRコードへの移行をただちに求めるものではないが、本ガイドライン目的の達成のためにも、各QRコード関連決済事業者には統一QRコードへの移行に関してご協力を願いたい。なお、インバウンドにおけるキャッシュレス需要に対応することは重要であり、本ガイドラインにおける統一QRコードは海外のコード決済事業者等の統一店舗識別コードを利用しないコード決済事業者にも利用可能な仕様としているため、海外の

コード決済事業者等にも統一 QR コードの積極的な利用を期待する。

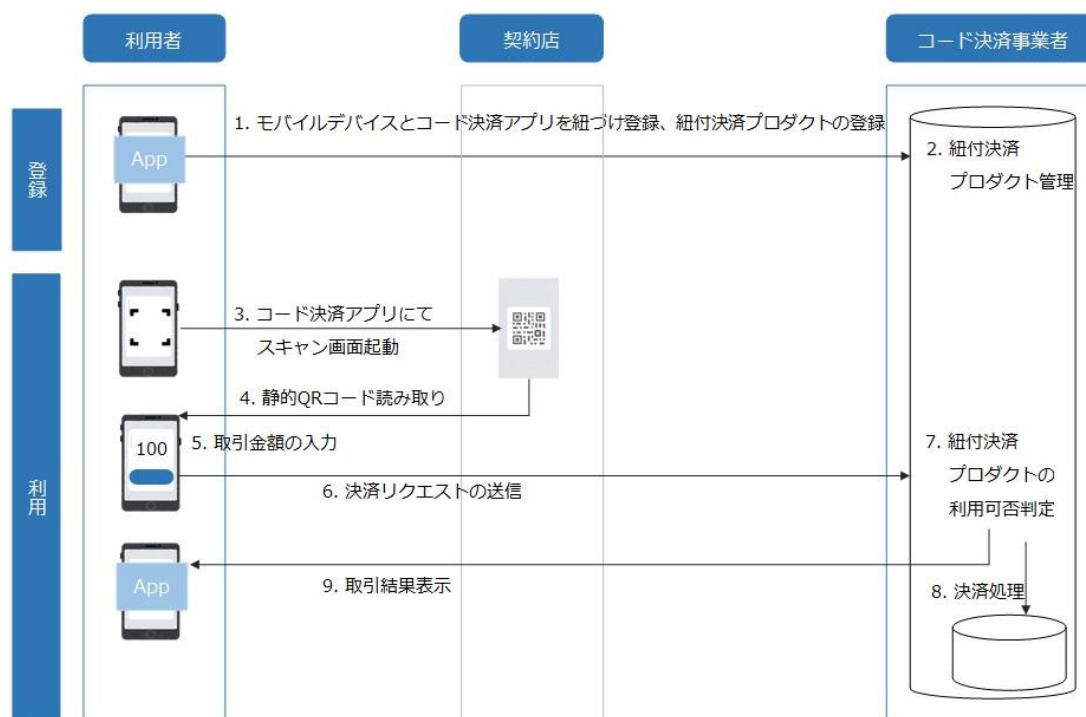
- 本ガイドラインは、各コード決済関連事業者が協調できる領域について共通事項を定めるものであり、協調領域以外の領域における自由な競争を否定するものではない。
- 本ガイドラインは、QR コードの統一化に関連する事項を記載するものであり、本ガイドラインの遵守により、決済事業に適用のある関連法令の適合性を保証するものではない。各コード決済関連事業者は、自己の責任と負担において関連法令を調査し、これらを遵守しなければならない。また、本ガイドラインの遵守により安全かつ欠陥のない決済システムを構築できることを保証するものでもない。
- 協議会は、本ガイドラインに含まれるすべての事項につき、明示的であれ非明示的であれ、商品適格性、特定の目的への適合性、第三者の権利（特許権を含むがこれに限らない。）の非侵害性、その他一切の事項について、いかなる表明も保証も行わない。本ガイドラインを利用する者は、自己の責任と負担において本ガイドラインを利用するものとし、協議会は本ガイドラインの利用によりコード決済関連事業者、契約店、利用者、その他第三者に生じた損害・損失・負担等の一切の結果についていかなる責任も負わず、本ガイドラインを利用する者は協議会に対していかなる責任の追及も行わないものとする。

第1部 静的QRコード

1 全体フロー

静的 QR コードを利用した店舗提示型のコード決済における基本的なデータ処理のフローは以下のとおりである。

図表 1 静的 QR コードを利用した店舗提示型の基本的な全体フロー



※上記フローはあくまで基本的なフローであり、上記フロー以外のバリエーションも考えられる。

2 統一静的 QR コード仕様

2.1 データフォーマット

統一静的 QR コードのデータレイアウトは、EMV 仕様(MPM)に従い、かつ、EMV 仕様(MPM)に定められる以下の特定の項目については、以下のとおりのデータ編集を行うものとする。なお、本ガイドラインにおいては、EMV 仕様(MPM)に記載される仕様のうち、統一静的 QR コードの仕様として全コード決済事業者が共通して従うべきデータ編集項目だけを抽出して以下に記載しており、その他の QR コードへのデータの格納方法等の仕様については、各コード決済事業者が自己の責任において EMV 仕様(MPM)を確認し、これに準拠しなければならない。なお、統一静的 QR コードにおける EMV 仕様(MPM)への準拠は、EMV 仕様(MPM)に記載される QR コ

ードの仕様以外の事項について、クレジットカード決済等の決済方法の特定の仕様、システムをコード決済において採用することを意味するものではない。

下記表における「存在(Presence)」は統一静的 QR コードにおいて必須かどうかを意味し、EMV 仕様(MPM)における必須性を意味するものではない。なお、EMV 仕様(MPM)において「Mandatory (必須)」とされている事項については、統一静的 QR コードにおいても必須となる。なお、下記表にて「任意」とされているものについては、コード決済関連事業者は、協議会事務局に対し、入力したい内容を通知することによって統一静的 QR コードへの入力希望の申請をすることができる。この場合、協議会事務局は当該希望する内容、必要性等を踏まえ、当該任意項目への入力の可否及びその内容を決定するものとする。既に入力されている任意項目についての変更、追加等を希望する場合も同様とする。また、業種 (ID52)、英数字の契約店名(ID59)、英数字の契約店所在地 (ID60)、日本語の契約店情報 (ID64) 等の統一静的 QR コードに共通して入力する内容として特定の内容を決定する必要がある項目についても、協議会事務局がコード決済事業者及び契約店の希望を踏まえながら最終的な決定を行うものとする。既に決定した入力内容の変更・廃止・追加も同様とする。

図表 2 統一静的 QR コードの格納データ

項目名 (Name)	ID	存在 (Presence)	内容
仕様バージョン (Payload Format Indicator)	“00”	必須	“000201”
静的/動的フラグ (Point of Initiation Method)	“01”	必須	“11” (静的 QR コードの場合)
契約店情報 (Merchant Account Information)	“26” - “51”	必須	“xx680019jp.or.paymentsjapan0113aaaaaaaaaaaa0204bbbb0306cccccc0406dddddd” (2桁の x には ID 番号が (ID26 の場合は 26)、13 桁の a には統一店舗識別コードの管理レベル 1 が、4 桁の b には統一店舗識別コードの管理レベル 2 が、6 桁の c には統一店舗識別コードの管理レベル 3 が、6 桁の d には統一店舗識別コードの管理レベル 4 がそれぞれ入る。) 空いている領域のうち、もっとも若い ID 番号の領域にデータを格納する (具体的な領域は協議会事務局が指定)。その他の領域は、海外のコード決済事業者等統一店舗識別コードを利用しないコード決済事業者等のための領域となる。
業種 (Merchant Category Code)	“52”	必須	契約店の業種 (ISO 18245 に従った分類)
取引通貨 (Transaction Currency)	“53”	必須	通貨コード (円 “392”)

項目名 (Name)	ID	存在 (Presence)	内容
取引金額 (Transaction Amount)	“54”	任意	取引金額（チップ除く）
国コード (Country Code)	“58”	必須	国コード（日本 “JP”）
契約店名 (Merchant Name)	“59”	必須	英字表記による契約店名
契約店所在地 (Merchant City)	“60”	必須	英字表記による契約店所在地
契約店郵便番号 (Postal Code)	“61”	必須	契約店所在地の郵便番号
契約店情報（日本語） (Merchant Information- Language Template)	“64”	必須	日本語による契約店に関する情報
チェックディジット (Cyclic Redundancy Check (CRC))	“63”	必須	チェックディジット

※括弧内の英字表記は EMV 仕様(MPM)【EMV®QR Code Specification for Payment Systems (EMV QRCPS) Merchant-Presented Mode, Version 1.1】における表記

図表 3 ID64 の格納データ

項目名 (Name)	ID	存在 (Presence)	内容
使用言語 (Language Preference)	“00”	必須	“0002JA” Tag： 00 (項目 ID) Length： 02 Value： JA (ISO639 上の日本語の言語コード)
契約店名（日本語） (Merchant Name-Alternate Language)	“01”	必須	契約店ごとに協議会事務局が決定 文字コードは UTF-8 <例> 契約店名が「キャッシュレス推進協議会」の場合： “0112 キャッシュレス推進協議会” Tag： 01 (項目 ID) Length： 12 (契約店名の長さ) Value： キャッシュレス推進協議会

契約店情報(Merchant Account Information)として統一店舗識別コード等が入力される領域は ID26 から ID51 の領域のうち、最初に契約店に対して統一店舗識別コードが発行された時点で使用可能な領域のうちもっとも若い ID 番号の領域とする。したがって、例えば、ある契約店に対し統一店舗識別コードが発行された時点で、当該契約店が統一静的 QR コード以外の EMV 仕様(MPM)に従った QR コードを使用していない場合には ID26 に統一店舗識別コード等が記載されることになるが、既に当

該契約店が統一静的 QR コード以外の EMV 仕様(MPM)に従った QR コードを使用し、ID26 に特定のコード決済事業者の契約店を識別するための符号が記載されている場合には、統一店舗識別コード等は ID27 に記載されることになる。

なお、協議会が発行する JPQR においては、国内コード決済事業者が利用すべき統一店舗識別コードは ID26 に格納される。

また、海外のコード決済事業者等統一店舗識別コードを利用しないコード決済事業者は、ID26 から ID51 の間のうち、統一店舗識別コード等の入力及びそれ以外のコード決済事業者に利用されていない領域のいずれかを自己の領域として使用することになる。かかる割振りは、海外のコード決済事業者等用の領域の有限性に鑑みて、海外のコード決済事業者等の申請に基づき、当該コード決済の利用者数、主に利用されている国等様々な要素を総合考慮して協議会事務局が決定するものとする。また、割振りを受けた当該海外のコード決済事業者等統一店舗識別コードを利用しないコード決済事業者は、協議会事務局に対して、当該割振りを受けた領域に記載したい事項を申請しなければならない。ただし、当該記載内容の最終的な決定権限は、統一静的 QR コードに記載できるデータ容量の有限性から、協議会事務局に留保される。

ID02 から ID25 の領域については、EMV 仕様(MPM)において特定の決済事業者に留保されている。この領域を使用する権限を EMV 仕様(MPM)において与えられている決済事業者が統一静的 QR コードを利用したいと思う場合、自己が使用する領域と当該領域に記載したい内容について協議会事務局に申請するものとする。ただし、統一静的 QR コードに記載できるデータ容量の有限性から、かかる記載を統一静的 QR コードに認めるかどうかの権限は協議会事務局に留保される。

なお、海外のコード決済事業者等又は EMV 仕様(MPM)において自己の領域を割振られている決済事業者は、統一店舗識別コードを利用することも可能である。この場合、これらのコード決済事業者又は決済事業者は、統一店舗識別コードの発番申請、事業者識別コードの取得等本ガイドラインに記載される統一店舗識別コードを利用した統一静的 QR コードを使用するために必要なすべての手続きを行わなければならない。

本「2.1 データフォーマット」において協議会事務局に決定権限が留保されている場合、協議会事務局は当該権限が留保されている趣旨を踏まえて公平かつ公正に当該権限を行使せねばならず、特定のコード決済事業者に恣意的に損害を与える目的等不当な目的で権限を行使してはならない。なお、統一静的 QR コードのデータ容量は EMV 仕様(MPM)に従い 512byte を上限とするが、協議会事務局は統一静的 QR コードに格納されるデータの容量が読み取り速度に影響することを考慮して、格納するデータを決定するものとする。

2.2 表示要件

統一静的 QR コード（その周辺部及びアクセプタンスマークを含む。以下本「2.2 表示要件」において同じ。）は別途協議会が定めるデザインとする。統一静的 QR コードの最小セルサイズは 1 セルあたり 0.33 mm 以上で印刷されなければならない。ただし、読み取り精度の向上の観点から、1 セルあたり 0.5 mm 以上での印刷を推奨する。また、印刷するにあたっては、1 セルあたり 4dot 以上で印刷されなければならない。統一静的 QR コードに表示されるアクセプタンスマークはコード決済サービスの名称の五十音順に並べられるものとする。

各コード決済関連事業者は独自のデザインの追加・一部のデザインの変更等の加工・修正・変更等を一切行ってはならず、契約店に対しこれらを行ってはいけない旨を明確に通知しなければならない。さらに、契約店がかかる加工・修正・変更等を行っていることを認識した場合は、直ちに当該行為を中止させ、本来の統一静的 QR コードを利用するよう指導しなければならない。本「2.2 表示要件」における規定は、統一静的 QR コードへの加工・修正・変更等を行う以外の方法で、契約店において特定のコード決済サービスを利用することができる旨の表示、宣伝等を禁止するものではない。ただし、コード決済事業者は当該表示・宣伝等において、統一静的 QR コードが自己や特定のコード決済事業者のためのものだけの QR コードであるかのような表示を行ったり、自己が統一静的 QR コードを管理運営する主体であるかのような表示を行ったりする等、統一静的 QR コードの公平性や信頼を損なうような表示を行ってはならない。

2.3 検証 【共通】

コード決済事業者は統一 QR コードを読み取ることが想定される利用者のモバイルデバイス及び契約店側で利用することが想定される統一 QR コードを用いて、統一 QR コードの読み取りが可能であることを検証する等、コード決済サービス開始時及びコード決済アプリのアップデート時には、円滑なコード決済を提供するための品質保証対策を講じなければならない。

3 統一店舗識別コード 【共通】

3.1 総則

統一店舗識別コードは、統一 QR コードを用いた決済を行う際に、各契約店を識別するために使用する。統一 QR コードを使用してコード決済サービスを提供する場合、

コード決済事業者は統一店舗識別コードを契約店のために取得しなければならない。

3.2 統一店舗識別コードの取得

統一店舗識別コードは 29 桁の数字で構成される各契約店固有の番号とする。統一店舗識別コードは協議会事務局から発番されるものとする。各コード決済関連事業者は、新たに契約店と契約を締結した場合には、当該契約店の商号（屋号）、住所等協議会事務局が指定する情報を協議会事務局に提供して発番申請を行い、統一店舗識別コードの発番を受けるものとする。既に当該契約店が他のコード決済関連事業者と契約を締結している場合等、既に当該契約店が統一店舗識別コードを保有している場合であっても、新たに契約店と契約を締結したコード決済関連事業者は、協議会事務局に対して発番申請を行わなければならない。この場合、当該コード決済関連事業者は当該契約店から既に当該契約店に対して発番されている統一店舗識別コードを確認した上で、当該発番済み統一店舗識別コードの情報と共に協議会事務局に対して発番申請を行うものとする。ただし、この場合、新しい管理レベルの追加、従前の管理レベルの詳細化（例えば、従前はテーブル番号 3 までの登録がされており、これをテーブル番号 10 までに拡張する場合）等が行われた場合を除き、新しい統一店舗識別コードは発番されない。なお、統一店舗識別コードの発番申請にあたっては、コード決済事業者は事業者識別コードを取得している必要がある。事業者識別コードについては、「4 事業者識別コード【共通】」を参照されたい。

統一店舗識別コードは、下記表のとおり、4 つの階層（管理レベル 1 乃至 4）で管理される。管理レベル 1 は 13 桁、管理レベル 2 は 4 桁、管理レベル 3 は 6 桁、管理レベル 4 は 6 桁で構成される（全 29 桁）。統一店舗識別コードの発番にあたっては、最低限管理レベル 1 及び管理レベル 3 の登録を行う必要があるが、その他のレベルについては必ずしも登録を要するものではない。この場合、登録されていない各階層にはすべて 0 が割り振られる。コード決済関連事業者は、統一店舗識別コードの取得にあたっては契約店の要望を把握し、必要な階層数を、各階層にどのような内容を登録したいかの希望を添えて協議会事務局に発番申請しなければならない。なお、下記表における各管理レベルの名称は一例であり、必ずしも名称に従った情報の登録が義務付けられる訳ではない（例えば、ショッピングモールを複数運営する事業者の場合、管理レベル 2 に各ショッピングモールを、管理レベル 3 にショッピングモール内の契約店を登録することも可能である。）。ただし、各階層に何を登録するかについては、契約店及びコード決済関連事業者の希望、従前の登録状況等を総合考慮した上で、協議会事務局が決定権を有する。新しい管理レベルの追加、従前の管理レベルの詳細化、従前使用していた管理レベルの廃止等統一店舗識別コードの追加発行、変更等を希望する場合についても、コード決済関連事業者が協議会事務局に対して申請を行うものとする。本ガイドラインに記載される事項のほか、統一店舗識別コードの発番、変更

等に関する具体的な基準・諸手続き等は、協議会事務局の指示に従うものとする。

図表 4 統一店舗識別コードの管理レベル

管理レベル	桁数	名称	想定される管理単位	例
1	13 桁	法人	利用契約を締結する主体	〇〇株式会社
2	4 桁	ブランド	ブランド/法人内区分	〇〇屋
3	6 桁	契約店	契約店名	新橋 1 号店
4	6 桁	端末/ステッカー	動的：動的 QR コード表示端末等 静的：ステッカー等	3 番テーブル

4 事業者識別コード【共通】

4.1 総則

事業者識別コードは、統一 QR コードを用いた決済を行う際に、各コード決済サービスを識別するために使用され、特に店舗提示型においては、正確なアクセプタンスマークを統一 QR コード及び/又は契約店に表示するために、統一店舗識別コードと共に、どの契約店がどのコード決済サービスと契約しているかを協議会事務局で管理するために用いられる。統一 QR コードを使用してコード決済サービスを提供する場合、コード決済事業者は事業者識別コードを取得しなければならない。

4.2 事業者識別コードの取得

事業者識別コードは 8 桁の数字で構成される各コード決済サービス固有の番号とする。なお、利用者提示型と店舗提示型における事業者識別コードは共通である。ただし、協議会事務局が必要と認めた場合、利用者提示型と店舗提示型とで異なる事業者識別コードが発番されることがある。

事業者識別コードは協議会事務局が発番申請をすることによって協議会事務局から発番されるものとする。ただし、コード決済事業者は、協議会事務局が発番した事業者識別コード以外の 8 桁の数字を、協議会事務局の承諾を得た上で自己のコード決済サービスの事業者識別コードとして使用することができる。この場合、コード決済事業者は当該番号の登録が協議会事務局において完了するまでは、当該番号を自己のコード決済サービスの事業者識別コードとして使用することはできない。

コード決済事業者は、協議会事務局から発番された又は協議会事務局にて承認・登録された事業者識別コード以外のいかなる識別記号も、形式の如何を問わず、統一 QR コードにおける事業者識別コードとして使用することはできない。事業者識別コードの発番、登録、変更等に関する具体的な基準・諸手続き等は、協議会事務局の指示に

従うものとする。

5 契約店との接続等

5.1 契約店への統一静的 QR コードの設置

統一静的 QR コードを利用したコード決済を行うためには、契約店に印刷された統一静的 QR コードが設置されていなければならない。契約店に設置される統一静的 QR コードは「2.2 表示要件」記載の要件を満たすものである必要がある。統一静的 QR コードのステッカー印刷、契約店への配布等の統一静的 QR コードを設置するために必要となる事項の詳細については、協議会にて別途定めるものとする。

5.2 QR コードの特性の説明

静的 QR コードを用いた店舗提示型によるコード決済は、あらかじめ印刷されたステッカー等で QR コードが提示され、それを利用者のモバイルデバイス等で読み取って決済を行うものであり、従来の現金決済、クレジットカード等のカード決済、非接触決済等にはない特性が存在する。コード決済事業者は、円滑なコード決済の促進のため、コード決済の特性に留意した上で、契約店に対しその対応を説明（各種マニュアル・注意文書の配布等を含む。）する必要があることに注意を要する。なお、下記は、静的 QR コードの読み取りの可否に影響する事象の一例である。

図表 5 静的 QR コード読み取りの可否に影響する事象の例

- ◆ ステッカー等にフィルムが貼られている。
- ◆ ステッカー等に貼られているフィルムに気泡がある。
- ◆ ステッカー等に汚損がある。
- ◆ ステッカー等の印刷にヨレや不鮮明な部分がある。
- ◆ ステッカー等が設置されている場所が暗い（光量が不足している。）。
- ◆ ステッカー等が照明を反射している。

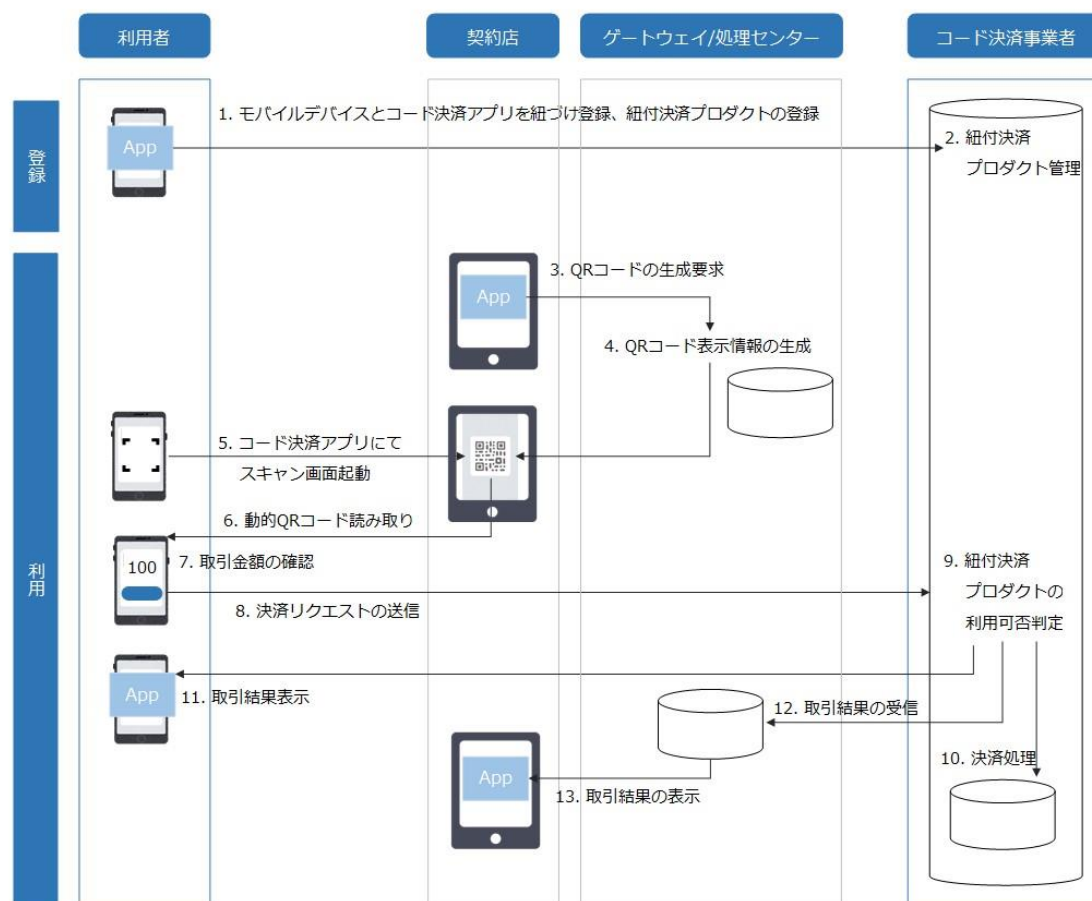
静的 QR コードのヨレ、汚損、不鮮明な印刷等は、当該静的 QR コードの読み取り不可や誤った決済情報の読み取りを生じ、決済不能や意図しない決済を引き起こす可能性がある。したがって、静的 QR コードは常に良好な状態を保たなければならない。コード決済事業者は、契約店に対し、静的 QR コードを常に良好な状態に保つ必要性を説明しなければならない。

第2部 動的QRコード

1 全体フロー

動的 QR コードを利用した店舗提示型のコード決済における基本的なデータ処理のフローは以下のとおりである。

図表 6 動的 QR コードを利用した店舗提示型の基本的な全体フロー



※上記フローはあくまで基本的なフローであり、上記フロー以外のバリエーションも考えられる。

2 統一動的 QR コード仕様

2.1 データフォーマット

統一動的 QR コードのデータレイアウトは、EMV 仕様(MPM)に従い、かつ、EMV 仕様(MPM)に定められる以下の特定の項目については、以下のとおりのデータ編集を行うものとする。なお、本ガイドラインにおいては、EMV 仕様(MPM)に記載される仕様のうち、統一動的 QR コードの仕様として全コード決済事業者が共通して従う

べき特定のデータ編集項目だけを抽出して以下に記載しており、その他のデータ編集項目については、各コード決済事業者が自己の責任において EMV 仕様(MPM)を確認し、これに準拠しなければならない。なお、統一動的 QR コードにおける EMV 仕様(MPM)への準拠は、EMV 仕様(MPM)に記載される QR コードの仕様以外の事項について、クレジットカード決済等の決済方法の特定の仕様、システムをコード決済において採用することを意味するものではない。

下記表における「存在(Presence)」は統一動的 QR コードにおいて必須かどうかを意味し、EMV 仕様(MPM)における必須性を意味するものではない。なお、EMV 仕様(MPM)において「Mandatory (必須)」とされている事項については、統一動的 QR コードにおいても必須となる。なお、業種 (ID52)、英数字の契約店名(ID59)、英数字の契約店所在地 (ID60)、日本語の契約店情報 (ID64) 等の統一動的 QR コードに共通して入力する内容として特定の内容を決定する必要がある項目については、コード決済事業者及び契約店の希望を踏まえながら協議会事務局が最終的な決定を行うものとする。既に決定した入力内容の変更・廃止・追加も同様とする。なお、統一動的 QR コードに格納されるべきデータの具体的な内容の協議会事務局からコード決済事業者への共有方法等については、別途協議会が定めるものとする。

図表 7 統一動的 QR コードの格納データ

項目名 (Name)	ID	存在 (Presence)	内容
仕様バージョン (Payload Format Indicator)	“00”	必須	“000201”
静的/動的フラグ (Point of Initiation Method)	“01”	必須	“12” (動的 QR コードの場合)
契約店情報 (Merchant Account Information)	“26”- “51”	必須	“xx680019jp.or.paymentsjapan0113aaaaaaaaaaaa0204bbbb0306cccccc0406dddddd” (2桁の x には ID 番号が (ID26 の場合は 26)、13 桁の a には統一店舗識別コードの管理レベル 1 が、4 桁の b には統一店舗識別コードの管理レベル 2 が、6 桁の c には統一店舗識別コードの管理レベル 3 が、6 桁の d には統一店舗識別コードの管理レベル 4 がそれぞれ入る。) 空いている領域のうち、もっとも若い ID 番号の領域にデータを格納する (具体的な領域は協議会事務局が指定)。その他の領域は、海外のコード決済事業者等統一店舗識別コードを利用しないコード決済事業者等のための領域となる。
業種 (Merchant Category Code)	“52”	必須	契約店の業種 (ISO 18245 に従った分類)
取引通貨 (Transaction Currency)	“53”	必須	通貨コード (円 “392”)

項目名 (Name)	ID	存在 (Presence)	内容
取引金額 (Transaction Amount)	“54”	必須	取引金額（チップ除く）
国コード (Country Code)	“58”	必須	国コード（日本 “JP”）
契約店名 (Merchant Name)	“59”	必須	英字表記による契約店名
契約店所在地 (Merchant City)	“60”	必須	英字表記による契約店所在地
契約店郵便番号 (Postal Code)	“61”	必須	契約店所在地の郵便番号
契約店情報（日本語） (Merchant Information- Language Template)	“64”	必須	日本語による契約店に関する情報
チェックディジット (Cyclic Redundancy Check (CRC))	“63”	必須	チェックディジット

※括弧内の英字表記は EMV 仕様(MPM)【EMV®QR Code Specification for Payment Systems (EMV QRCPS) Merchant-Presented Mode, Version 1.1】における表記

図表 8 ID64 の格納データ

項目名 (Name)	ID	存在 (Presence)	内容
使用言語 (Language Preference)	“00”	必須	“0002JA” Tag： 00 (項目 ID) Length： 02 Value： JA (ISO639 上の日本語の言語コード)
契約店名（日本語） (Merchant Name-Alternate Language)	“01”	必須	契約店ごとに協議会事務局が決定 文字コードは UTF-8 <例> 契約店名が「キャッシュレス推進協議会」の場合： “0112 キャッシュレス推進協議会” Tag： 01 (項目 ID) Length： 12 (契約店名の長さ) Value： キャッシュレス推進協議会

※括弧内の英字表記は EMV 仕様(MPM)【EMV®QR Code Specification for Payment Systems (EMV QRCPS) Merchant-Presented Mode, Version 1.1】における表記

契約店情報(Merchant Account Information)として統一店舗識別コード等が入力される領域は ID26 から ID51 の領域のうち、最初に契約店に対して統一店舗識別コードが発行された時点で使用可能な領域のうちもっとも若い ID 番号の領域とする。したがって、例えば、ある契約店に対し統一店舗識別コードが発行された時点で、当該契約店が統一動的 QR コード以外の EMV 仕様(MPM)に従った QR コードを使用し

ていない場合には ID26 に統一店舗識別コード等が記載されることになるが、既に当該契約店が統一動的 QR コード以外の EMV 仕様(MPM)に従った QR コードを使用し、ID26 に特定のコード決済事業者の契約店を識別するための符号が記載されている場合には、統一店舗識別コード等は ID27 に記載されることになる。

また、海外のコード決済事業者等統一店舗識別コードを利用しないコード決済事業者は、ID26 から ID51 の間のうち、統一店舗識別コード等の入力及びそれ以外のコード決済事業者を利用されていない領域のいずれかを自己の領域として使用することになる。かかる割振りは、海外のコード決済事業者等用の領域の有限性に鑑みて、海外のコード決済事業者等の申請に基づき、当該コード決済の利用者数、主に利用されている国等様々な要素を総合考慮して協議会事務局が決定するものとする。また、割振りを受けた当該海外のコード決済事業者等統一店舗識別コードを利用しないコード決済事業者は、協議会事務局に対して、当該割振りを受けた領域に記載したい事項を申請しなければならない。ただし、当該記載内容の最終的な決定権限は、統一動的 QR コードに記載できるデータ容量の有限性から、協議会事務局に留保される。

ID02 から ID25 の領域については、EMV 仕様(MPM)において特定の決済事業者に留保されている。この領域を使用する権限を EMV 仕様(MPM)において与えられている決済事業者が統一動的 QR コードを利用したいと思う場合、自己が使用する領域と当該領域に記載したい内容について協議会事務局に申請するものとする。ただし、統一動的 QR コードに記載できるデータ容量の有限性から、かかる記載を統一動的 QR コードに認めるかどうかの権限は協議会事務局に留保される。

なお、海外のコード決済事業者等又は EMV 仕様(MPM)において自己の領域を割振られている決済事業者は、統一店舗識別コードを利用することも可能である。この場合、これらのコード決済事業者又は決済事業者は、統一店舗識別コードの発番申請、事業者識別コードの取得等本ガイドラインに記載される統一店舗識別コードを利用した統一動的 QR コードを使用するために必要なすべての手続きを行わなければならない。

本「2.1 データフォーマット」において協議会事務局に決定権限が留保されている場合、協議会事務局は当該権限が留保されている趣旨を踏まえて公平かつ公正に当該権限を行使せねばならず、特定のコード決済事業者に恣意的に損害を与える目的等不当な目的で権限を行使してはならない。なお、統一動的 QR コードのデータ容量は EMV 仕様(MPM)に従い 512byte を上限とするが、協議会事務局及び各コード決済事業者は統一動的 QR コードに格納されるデータの容量が読み取り速度に影響することを考慮して、格納するデータ量を決定しなければならない。

2.2 表示要件

統一動的 QR コード（その周辺部及びアクセプタンスマークを含む。以下本「2.2

表示要件」において同じ。)は別途協議会が定めるデザインとする。統一動的 QR コードの最小セルサイズは1セルあたり 0.33 mm相当以上で表示されなければならない。ただし、読み取り精度の向上の観点から、1セルあたり 0.5 mm相当以上での表示を推奨する。統一動的 QR コードに表示されるアクセプタンスマークはコード決済サービスの名称の五十音順に並べられるものとする。

各コード決済関連事業者は独自のデザインの追加・一部のデザインの変更等の加工・修正・変更等を一切行ってはならない。ただし、コード決済事業者は、統一 QR コード表示端末(「5.1 動的 QR コード表示端末の設置」参照)の表示領域の限界等を理由に、別途協議会事務局が承認した場合は統一動的 QR コードのデザインの一部を表示しないことができる。なお、この場合であっても、統一動的 QR コードの QR コード部分に対し、自己のロゴ等を追加したり、アクセプタンスマークとして自己や特定のコード決済事業者のマークのみを表示したりすることはできない。本「2.2 表示要件」における規定は、統一動的 QR コードへの加工・修正・変更等を行う以外の方法で、契約店において特定のコード決済サービスを利用することができる旨の表示、宣伝等を禁止するものではない。ただし、コード決済事業者は統一動的 QR コードが自己や特定のコード決済事業者のためのものだけの QR コードであるかのような表示を行ったり、自己が統一動的 QR コードを管理運営する主体であるかのような表示を行ったりする等、統一動的 QR コードの公平性や信頼を損なうような表示を行ってはならない。

2.3 画面輝度

統一動的 QR コードは、利用者のモバイルデバイスにて読み取るに際して十分な輝度で表示されなければならない。

2.4 検証 【共通】

コード決済事業者は統一 QR コードを読み取ることが想定される利用者のモバイルデバイス及び契約店側で利用することが想定される統一 QR コードを用いて、統一 QR コードの読み取りが可能であることを検証する等、コード決済サービス開始時及びコード決済アプリのアップデート時には、円滑なコード決済を提供するための品質保証対策を講じなければならない。

3 統一店舗識別コード【共通】

3.1 総則

統一店舗識別コードは、統一QRコードを用いた決済を行う際に、各契約店を識別するために使用する。統一QRコードを使用してコード決済サービスを提供する場合、コード決済事業者は統一店舗識別コードを契約店のために取得しなければならない。

3.2 統一店舗識別コードの取得

統一店舗識別コードは29桁の数字で構成される各契約店固有の番号とする。統一店舗識別コードは協議会事務局から発番されるものとする。各コード決済関連事業者は、新たに契約店と契約を締結した場合には、当該契約店の商号（屋号）、住所等協議会事務局が指定する情報を協議会事務局に提供して発番申請を行い、統一店舗識別コードの発番を受けるものとする。既に当該契約店が他のコード決済関連事業者と契約を締結している場合等、既に当該契約店が統一店舗識別コードを保有している場合であっても、新たに契約店と契約を締結したコード決済関連事業者は、協議会事務局に対して発番申請を行わなければならない。この場合、当該コード決済関連事業者は当該契約店から既に当該契約店に対して発番されている統一店舗識別コードを確認した上で、当該発番済み統一店舗識別コードの情報と共に協議会事務局に対して発番申請を行うものとする。ただし、この場合、新しい管理レベルの追加、従前の管理レベルの詳細化（例えば、従前はテーブル番号3までの登録がされており、これをテーブル番号10までに拡張する場合）等が行われた場合を除き、新しい統一店舗識別コードは発番されない。なお、統一店舗識別コードの発番申請にあたっては、コード決済事業者は事業者識別コードを取得している必要がある。事業者識別コードについては、「4 事業者識別コード【共通】」を参照されたい。

統一店舗識別コードは、下記表のとおり、4つの階層（管理レベル1乃至4）で管理される。管理レベル1は13桁、管理レベル2は4桁、管理レベル3は6桁、管理レベル4は6桁で構成される（全29桁）。統一店舗識別コードの発番にあたっては、最低限管理レベル1及び管理レベル3の登録を行う必要があるが、その他のレベルについては必ずしも登録を要するものではない。この場合、登録されていない各階層にはすべて0が割り振られる。コード決済関連事業者は、統一店舗識別コードの取得にあたっては契約店の要望を把握し、必要な階層数を、各階層にどのような内容を登録したいかの希望を添えて協議会事務局に発番申請しなければならない。なお、下記表における各管理レベルの名称は一例であり、必ずしも名称に従った情報の登録が義務付けられる訳ではない（例えば、ショッピングモールを複数運営する事業者の場合、

管理レベル2に各ショッピングモールを、管理レベル3にショッピングモール内の契約店を登録することも可能である。)。ただし、各階層に何を登録するかについては、契約店及びコード決済関連事業者の希望、従前の登録状況等を総合考慮した上で、協議会事務局が決定権を有する。新しい管理レベルの追加、従前の管理レベルの詳細化、従前使用していた管理レベルの廃止等統一店舗識別コードの追加発行、変更等を希望する場合についても、コード決済関連事業者が協議会事務局に対して申請を行うものとする。本ガイドラインに記載される事項のほか、統一店舗識別コードの発番、変更等に関する具体的な基準・諸手続き等は、協議会事務局の指示に従うものとする。

図表 9 統一店舗識別コードの管理レベル

管理レベル	桁数	名称	想定される管理単位	例
1	13桁	法人	利用契約を締結する主体	〇〇株式会社
2	4桁	ブランド	ブランド/法人内区分	〇〇屋
3	6桁	契約店	契約店名	新橋1号店
4	6桁	端末/ステッカー	動的:動的QRコード表示端末等 静的:ステッカー等	3番テーブル

4 事業者識別コード【共通】

4.1 総則

事業者識別コードは、統一QRコードを用いた決済を行う際に、各コード決済サービスを識別するために使用され、特に店舗提示型においては、正確なアクセプタンスマークを統一QRコード及び/又は契約店に表示するために、統一店舗識別コードと共に、どの契約店がどのコード決済サービスと契約しているかを協議会事務局で管理するために用いられる。統一QRコードを使用してコード決済サービスを提供する場合、コード決済事業者は事業者識別コードを取得しなければならない。

4.2 事業者識別コードの取得

事業者識別コードは8桁の数字で構成される各コード決済サービス固有の番号とする。なお、利用者提示型と店舗提示型における事業者識別コードは共通である。ただし、協議会事務局が必要と認めた場合、利用者提示型と店舗提示型とで異なる事業者識別コードが発番されることがある。

事業者識別コードは協議会事務局が発番申請をすることによって協議会事務局から発番されるものとする。ただし、コード決済事業者は、協議会事務局が発番した事業者識別コード以外の8桁の数字を、協議会事務局の承諾を得た上で自己のコード決

済サービスの事業者識別コードとして使用することができる。この場合、コード決済事業者は当該番号の登録が協議会事務局において完了するまでは、当該番号を自己のコード決済サービスの事業者識別コードとして使用することはできない。

コード決済事業者は、協議会事務局から発番された又は協議会事務局にて承認・登録された事業者識別コード以外のいかなる識別記号も、形式の如何を問わず、統一 QR コードにおける事業者識別コードとして使用することはできない。事業者識別コードの発番、登録、変更等に関する具体的な基準・諸手続き等は、協議会事務局の指示に従うものとする。

5 契約店との接続等

5.1 動的 QR コード表示端末の設置

動的 QR コードを用いた店舗提示型によるコード決済を可能にするためには、契約店に動的 QR コードを表示可能な動的 QR コード表示端末が設置されていなければならない。動的 QR コード表示端末には、動的 QR コード表示専用端末、タブレット端末、モバイルデバイス等が存在する。

5.2 動的 QR コードの特性の説明

動的 QR コードを用いた店舗提示型によるコード決済は、契約店の動的 QR コード表示端末に動的 QR コードが表示され、それを利用者が自己のモバイルデバイスで読み取って決済を行うものであり、従来の現金決済、クレジットカード等のカード決済、非接触決済等にはない特性が存在する。コード決済事業者は、円滑なコード決済の促進のため、コード決済の特性に留意した上で、契約店に対しその対応を説明（各種マニュアル・注意文書の配布等を含む。）する必要があることに注意を要する。なお、下記は、動的 QR コードの読み取りの可否に影響する事象の一例である。

図表 10 動的 QR コード読み取りの可否に影響する事象の例

- ◆ 画面にのぞき見防止フィルムが貼られている。なお、現時点では、高光沢フィルム及び指紋・反射防止フィルムによる影響は確認されていない。
- ◆ ベールビューモード（のぞき見防止）が設定されている。
- ◆ 画面に貼られているフィルムに気泡がある。
- ◆ 画面輝度が不足している（バックライトの設定において画面を暗くしている。）。
- ◆ 画面にキズ・割れがある。
- ◆ 画面が自動で回転する（QR コードの読み取り最中に回転するために読み取り

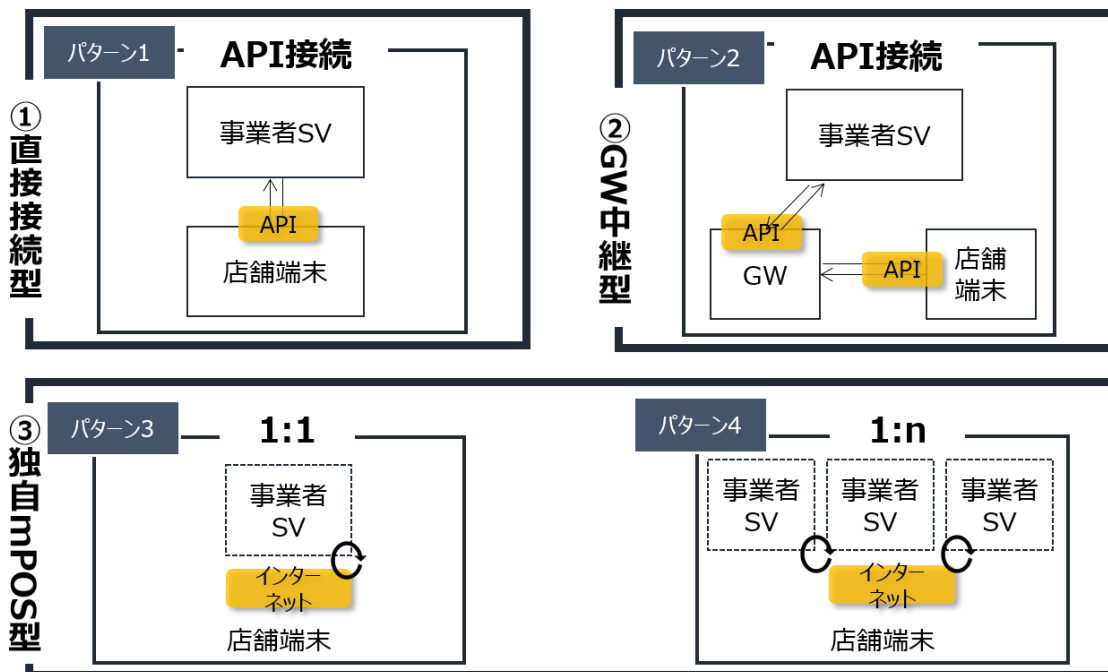
がやり直しになる。)

- ◆ 読み取り時に画面がスクロールする。

6 接続パターン

店舗提示型の動的 QR コードを用いたコード決済においては、契約店が保有しているインフラ、コード決済関連事業者が提供するサービスの種類等により様々な接続パターンがあり得る。コード決済関連事業者は、自己が提供するコード決済サービスに応じて契約店との接続を行わなければならない。

図表 11 想定される接続パターン

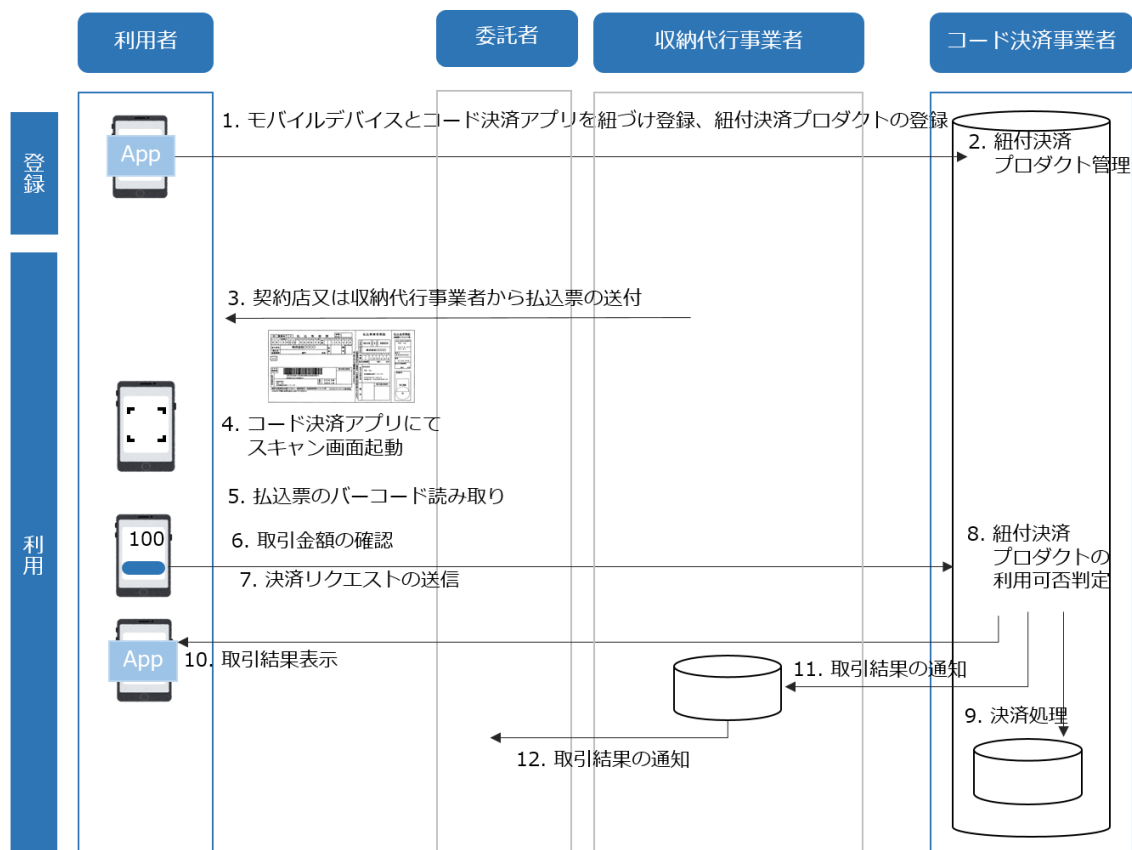


第3部 請求書払い（バーコード）

1 全体フロー

コード決済における請求書払い（バーコード）の基本的なデータ処理のフローは以下のとおりである。

図表 12 請求書払い（バーコード）の基本的な全体フロー



※上記フローはあくまで基本的なフローであり、上記フロー以外のバリエーションも考えられる。

2 請求書払い（バーコード）の仕様

請求書払い（バーコード）に使用されるバーコード及び当該バーコードが印刷された請求書（払込票）の仕様は、代理収納ガイドラインに従うものとする。請求書払い（バーコード）を行おうとするコード決済事業者は、当該ガイドラインを遵守しなければならない。なお、請求書払い（バーコード）においては、サービス形態によってはGS1事業者コードの取得が必要となる場合があり得るが、かかるGS1事業者コードの取得は、代理収納ガイドラインに従って一般財団法人流通システム開発センターに対して行うものとし、協議会はこれに関知しない。

なお、本ガイドラインにおいては、コード決済サービスの一部として請求書払い（バーコード）を行う場合における関連法令の適合性については指摘をしていない。各コ

ード決済事業者は、自己の責任と負担において、かかる関連法令を調査し、これらを遵守しなければならない。

3 円滑な請求書払い（バーコード）の実現

3.1 請求書払い（バーコード）の利用方法の周知（誤認の防止）

請求書払い（バーコード）は、利用者に対して送られてきた請求書（払込票）に記載されている請求書払い（バーコード）用のバーコードを利用者のモバイルデバイス内のコード決済アプリで読み取り、決済を行うものである。一方、現状、請求書（払込票）はコンビニエンスストアや金融機関等に持ちこんで支払われることが多い。そこで、コード決済事業者は、利用者がコンビニエンスストアや金融機関等に請求書（払込票）を持ち込んで支払う場合にコード決済サービスが利用できると誤認しないように、かかるコード決済における請求書払い（バーコード）の利用方法を利用者に周知する等かかる誤認を防ぐ策を行うことが考えられる。

また、コード決済事業者だけでなく、請求書（払込票）を作成する収納代行業者や委託者（請求書（払込票）を使用して自己の顧客等に対して代金等の請求を行う者）等も、請求書（払込票）の裏面の記載の工夫等により、かかる誤認が生じないようにすることが考えられる。

3.2 二重支払いの防止

代理収納ガイドラインにおいては、「債務が履行済みとなっている状況での、二重支払いを防止するために、支払いを証明するものである受領証の交付を徹底することが必要である。」とされている（「GS1-128 による標準料金代理収納システム 補足資料」（2014年4月）p.34 参照）。コンビニエンスストアや金融機関において請求書（払込票）を用いた支払いを行う場合、店員や行員等が請求書（払込票）にあらかじめ印刷されている受領証の部分に受領印を押し、当該部分を切り離して支払いを行った者に交付する。しかしながら、コード決済における請求書払いでは、利用者が自身のモバイルデバイスを用いて決済を行うため、かかる受領証の交付作業を行うことができない。そこで、コード決済事業者は、利用者が二重支払いを行ってしまわないように、受領書に代わる決済完了通知を行わなければならない。かかる通知は、セキュリティ対策の1つとしての利用者への取引通知を兼ねることもできるため、詳細については「第5部 セキュリティ 5.4 利用者への取引通知」を参照されたい。もっとも、かかる決済完了通知は二重支払いを完全に防止することができるものではなく、例えば、利用者の家族等は利用者のモバイルデバイスに送られる決済完了通知を通常確認す

ることはできず、支払済みであることに気がつかず、再度支払いをしてしまう可能性がある。したがって、後記の請求書（払込票）の破棄等を行うことが望ましい旨の利用者への告知等も併用することが有用と思われる。なお、受領証を支払いの証として物理的に必要としている利用者も存在するため（例えば、会社の規則等により経費精算のためには経理部門に紙の受領証を提出しなければならない場合）、コード決済事業者は、請求書払い（バーコード）においては受領証が交付されない旨を利用者に周知しておくことも考えられる。

また、コンビニエンスストアや金融機関で支払いをした場合、請求書（払込票）自体が回収されるため、支払い後も請求書（払込票）が手元に残り続けることはない。一方で、コード決済の請求書払い（バーコード）の場合、支払いを行った後も請求書（払込票）が利用者の手元に引き続き残るため、利用者やその家族等が支払っていないと思込み、二重支払いを引き起こす懸念がある。そのため、コード決済事業者は、例えば、自己のコード決済サービスで一度支払われた請求書（払込票）はもう一度自己のコード決済サービスでは支払えないようにしたり、利用者に対して支払い済みの請求書（払込票）と未払いの請求書（払込票）の分別管理や支払い済みの請求書（払込票）の破棄等を行うことが望ましい旨を告知したり、二重支払いを防止する手段を講じることも考えられる。

3.3 正確な決済の実行

請求書払い（バーコード）は、利用者が自宅等の任意の場所で、自己のモバイルデバイスを用いて請求書払い（バーコード）用のバーコードを読み取るため、読み取りを行った場所の照明等の環境や利用者のモバイルデバイスの性能等に読み取り精度が大きく影響する。また、請求書払い（バーコード）用のバーコードにはチェックディジットは存在するものの、偶然の一致により誤って読み取られてしまう可能性がQRコードよりも高い。したがって、コード決済事業者は、誤読に起因する誤った決済が行われないように読み取り精度を向上させる努力を行わなければならない。

第4部 地方税統一QRコード

1 地方税統一 QR コードとは

令和3年度税制改正において、地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税、自動車税種別割等の賦課税目を追加し、これらの納付を電子的に行うことができるよう、所要の措置を講ずることとされた。

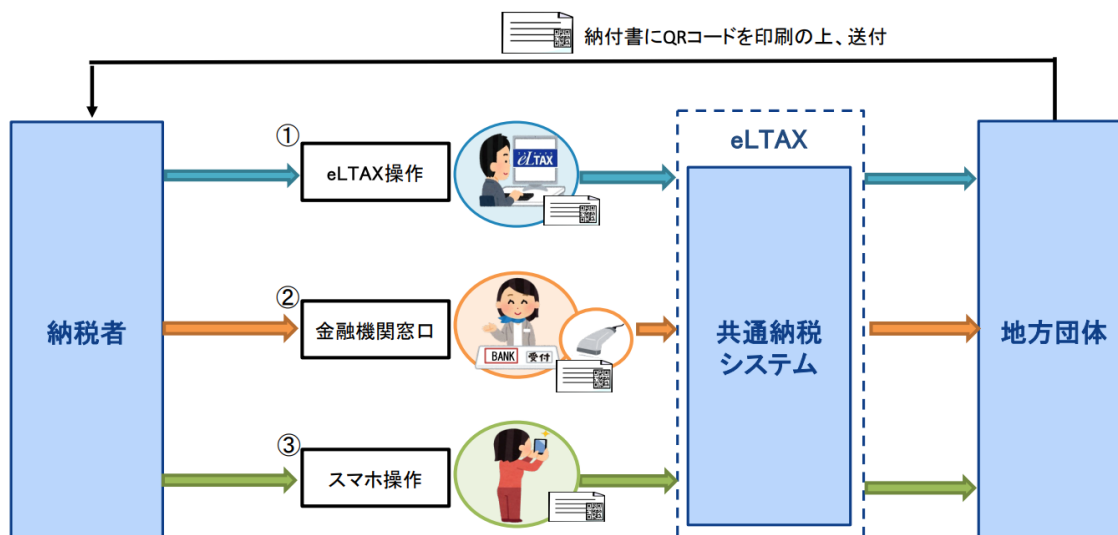
「地方税における電子化の推進に関する検討会」においては、この実現方法の一つとして、地方税の納付書における QR コードの活用が検討され、当該 QR コードについては、地方税共通納税システムでの活用のみならず、地方税の金融機関窓口納付や、スマートフォン決済アプリを活用した納付においても活用されることが想定されている。

こうした QR コードの使用場面を踏まえ、JPQR 仕様に基づく地方税における全国統一の QR コード規格の検討が行われ、本仕様が策定された。

2 全体フロー

地方税統一 QR コードを利用した地方税の納付における基本的なフローは以下のとおりである。

図表 13 地方税統一 QR コードを利用した基本的な全体フロー



3 本仕様書における記載内容

本仕様書においては、地方税統一 QR コードのフォーマット及び表示要件についてのみ記載する。当該 QR コードを用いた実際の処理については、地方税共同機構等関係各機関が定める手順に基づき実施いただきたい。

4 地方税統一 QR コード仕様

4.1 データフォーマット

4.1.1 全体フォーマット

地方税統一 QR コードのデータレイアウトは、JPQR 仕様(統一静的 QR コード仕様)に基づき、以下のとおりのデータ編集を行うものとする。

地方税統一 QR コードの生成においては、図表 14 に記載の ID 順で記載しなくてはならない。また、各 ID の内容においては、先頭ゼロ (“0”) 埋めとし、図表 14 に記載の全桁数分の文字列を設定しなくてはならない。

なお、ID63 のチェックディジットの記載方法については、JPQR が準拠する EMV Co が定める「EMV®QR Code Specification for Payment Systems (EMV QRCPS) Merchant-Presented Mode, Version 1.1」に記載の計算方法に従うものとし、16 進数の 4 桁で算出された計算結果を、10 進数 5 桁 (先頭ゼロ埋め) に変換したものを格納すること。

図表 14 地方税統一 QR コードの格納データ

項目名 (Name)	存在 (Presence)	ID	文字種 (Format)	桁数 (Length)	内容
仕様バージョン (Payload Format Indicator)	必須	“00”	N	2	“01”
静的/動的フラグ (Point of Initiation Method)	必須	“01”	N	2	“12”
契約店情報 (Merchant Account Information)	必須	“27”	N	96	4.1.2 参照
取引金額 (Transaction Amount)	必須	“54”	N	11	納付金額
付加情報 1 (Additional Data Field Template)	必須	“62”	N	26	課税年度等
付加情報 2 (Unreserved Template)	必須	“80”	N	85	拡張領域 (全桁“0”)
チェックディジット (Cyclic Redundancy Check (CRC))	必須	“63”	N	5	チェックディジット

文字種の N は半角数字 (Numeric) を意味する。

4.1.2 ID27 (契約店情報)

ID27 は、Sub-ID 00 と 01 で構成される。

図表 15 ID27 の格納データ

項目名 (Name)	存在 (Presence)	Sub -ID	文字種 (Format)	桁数 (Length)	内容
識別符号	必須	“00”	N	5	“13800”
MPN 情報	必須	“01”	N	83	4.1.3 参照

文字種の N は半角数字 (Numeric) を意味する。

4.1.3 MPN 情報

MPN 情報には、図表 16 に記載の情報を連続して格納する。

図表 16 MPN 情報の格納データ

項目名 (Name)	存在 (Presence)	文字種 (Format)	桁数 (Length)	内容
チェックディジット	必須	N	2	
地方税共同機構の口座番号	必須	N	11	“00000000000”
払込金額	必須	N	11	先頭ゼロ埋め
手数料負担区分	必須	N	1	“2” (加入者負担)
機関 ID	必須	N	5	“13800”
印紙税要否区分	必須	N	1	“0” (不要)
税目・料金	必須	N	3	税目を識別するための 税目・料金番号
拡張領域	必須	N	5	“00000”
チェックディジット	必須	N	2	
案件特定キー	必須	N	20	地方団体が付番する 案件特定キー番号
確認番号	必須	N	6	地方団体が付番する 確認番号
eLTAX 利用領域	必須	N	1	“0”
団体番号	必須	N	5	共通納税機関コード
税務事務所コード	必須	N	3	税務事務所コード
拡張領域	必須	N	7	“0000000”

文字種の N は半角数字 (Numeric) を意味する。

4.1.4 CRC

計算対象は、先頭の「ID:00 (000201)」から始まり、CRC の計算結果を格納する「ID:63」の“6305”までを対象とする。計算結果は 10 進数で表記し、先頭ゼロ埋め 5 桁とする。なお、ビットの計算においては文字コードを UTF-8 として扱うこと。その他の CRC 計算において必要な条件は以下のとおり。

- 生成多項式： $X^{16} + X^{12} + X^5 + 1$

- 初期値：0xFFFF
- 出力 XOR：0x0000
- ビット送り：左送り

4.2 表示要件

地方税統一 QR コードの生成においては、バージョン 6 とし、生成ソフトの能力で、別バージョンとなることは許容される。また、誤り訂正レベルは M とする。最小セルサイズは 1 セルあたり 0.28 mm 以上で印刷されなければならない。ただし、読み取り精度の向上の観点から、1 セルあたり 0.32 mm 以上での印刷を推奨する。また、印刷するにあたっては、1 セルあたり 4dot 以上で印刷されなければならない。

なお、QR コード部分に対しロゴ等を追加することは、QR コードの読み取りに影響を与えかねず行ってはならない。

納付書への印刷範囲等については、地方税共同機構・ゆうちょ銀行が定める「地方税統一 QR コード納付書の作成基準」及び流通システム開発センター・日本代理収納サービス協会が定める代理収納ガイドラインも参照のこと。

4.3 検証

地方税統一 QR コードを付した納付書を発行する際には、納付書の発行主体において、地方税統一 QR コードを読み取ることが想定される利用者のモバイルデバイスを用いて、地方税統一 QR コードの読み取りが可能であることを検証する等、円滑なコード決済を提供するための品質保証対策を講じなければならない。

例えば、ISO/IEC15415 に基づく品質評価において B 以上等を合格とする等が考えられる。

4.4 地方税統一 QR コードの利用方法の周知（誤認の防止）

地方税統一 QR コードは、利用者に対して送られてきた納付書に記載されている地方税統一 QR コードを利用者のモバイルデバイス内のコード決済アプリで読み取り、決済を行うものである。一方、現状、納付書はコンビニエンスストアや金融機関等に持ちこんで支払われることが多い。そこで、コード決済事業者は、利用者がコンビニエンスストアや金融機関等に請求書（払込票）を持ち込んで支払う場合にコード決済サービスを利用した支払いができると誤認しないように、かかるコード決済における地方税統一 QR コードの利用方法を利用者にも周知する等かかる誤認を防ぐ策を行うことが考えられる。

また、コード決済事業者だけでなく、納付書を作成する収納代行業者や地方団体等も、納付書の裏面の記載の工夫等により、かかる誤認が生じないようにすることが

考えられる。

4.5 二重支払いの防止

代理収納ガイドラインにおいては、「債務が履行済みとなっている状況での、二重支払いを防止するために、支払いを証明するものである受領証の交付を徹底することが必要である。」とされている。コンビニエンスストアや金融機関において納付書を用いた支払いを行う場合、店員や行員等が納付書にあらかじめ印刷されている受領証の部分に受領印を押し、当該部分を切り離して支払いを行った者に交付する。しかしながら、コード決済における請求書払いでは、利用者が自身のモバイルデバイスを用いて決済を行うため、かかる受領証の交付作業を行うことができない。そこで、コード決済事業者は、利用者が二重支払いを行ってしまわないように、受領書に代わる決済完了通知を行わなければならない。かかる通知は、セキュリティ対策の1つとしての利用者への取引通知を兼ねることもできるため、詳細については「第5部 セキュリティ 5.4 利用者への取引通知」を参照されたい。もっとも、かかる決済完了通知は二重支払いを完全に防止することができるものではなく、例えば、利用者の家族等は利用者のモバイルデバイスに送られる決済完了通知を通常確認することはできず、支払済みであることに気がつかず、再度支払いをしてしまう可能性がある。したがって、eLTAX に対し納付状況を確認することが求められる。なお、受領証を支払いの証として物理的に必要としている利用者も存在するため（例えば、会社の規則等により経費精算のためには経理部門に紙の受領証を提出しなければならない場合）、コード決済事業者は、地方税統一QRコードにおいては受領証が交付されない旨を利用者に周知しておくことも考えられる。

第5部 セキュリティ

1 総論

コード決済の普及及び活用には、契約店及び利用者にとって安心かつ安全な決済手段であることは必須の条件であり、安心かつ安全な決済手段の提供は、すべてのコード決済関連事業者が検討及び実施しなければならない事項である。本項目ではコード決済において必須と思われるセキュリティ対策のほか、参考となるセキュリティ対策を例示的に記載しているが、本項目に記載されているセキュリティ対策を行うことで安全で欠陥のない決済システムを構築できることを保証するものではない。各コード決済関連事業者は決済関連分野におけるテクノロジーの発展が著しいことを踏まえ、自己の責任と負担において常に最新のセキュリティ情報を収集し、自己の決済システムに必要かつ十分なセキュリティを施す責務があることを常に意識しなければならない。なお、本ガイドラインに記載されるセキュリティ対策以外にも協議会、関係省庁、関係団体等がセキュリティ対策に関する指針やガイドラインを策定している場合があり、各コード決済関連事業者はこれらも参照されたい。なお、本項目記載のセキュリティ対策を講じることが事業上又は事実上困難な場合、当該コード決済事業者は、本項目で要求される各セキュリティ対策の趣旨を十分に理解した上で、利用者及び契約店、請求書や納付書の発行者を保護するために、本項目の各セキュリティ対策と同等相当の安全性を確保できる代替的なセキュリティ対策を講じなければならない。

2 不正利用例

コード決済における不正利用は様々な場面が考えられるが、以下は店舗提示型によるコード決済において想定される不正利用の代表例である。

図表 17 想定される静的QRコードの不正利用例

No.	起因箇所1	起因箇所2	想定事象	不正者	具体的な不正の例	対策方針
1	モバイルデバイス	-	紛失・盗難	第三者	第三者が利用者のモバイルデバイスを利用して決済する	本人認証の実施
2		-	意図的流出	利用者	利用者が第三者と結託して利用の覚えなしとして申告する	
3	オペレーション	-	詐欺	利用者	利用者が決済完了画面を偽造し加盟店に提示し代金支払を免れる	決済完了画面の表示仕様の策定、契約店への取引完了確認手段の提供、契約店への啓発
4		-	詐欺	第三者	ステッカー等を貼り換え・偽造により、代金を不正取得する	決済画面の表示仕様、契約店への取引完了確認手段の提供、契約店への啓発
5	システム	コード決済アプリ	ハッキング等	第三者	利用者のID等の抜き取り及び不正利用/利用者が意図しない決済の実行	システム設計時の脆弱性排除と監視体制強化
6		通信経路	ハッキング等	第三者	利用者のID等の抜き取り及び不正利用	
7		各サーバー	ハッキング等	第三者	同上/利用者のID等の不正生成/決済履歴の追加・改ざん	

図表 18 想定される動的QRコードの不正利用例

No.	起因箇所1	起因箇所2	想定事象	不正者	具体的な不正の例	対策方針
1	モバイルデバイス	-	紛失・盗難	第三者	第三者が利用者のモバイルデバイスを利用して決済する	本人認証の実施
2		-	意図的流出	利用者	利用者が第三者と結託して利用の覚えなしとして申告する	
3	オペレーション	-	詐欺	利用者	利用者が決済完了画面を偽造し加盟店に提示し代金支払を免れる	決済完了画面の表示仕様の策定、契約店への取引完了確認手段の提供、契約店への啓発
4	システム	コード決済アプリ	ハッキング等	第三者	利用者のID等の抜き取り及び不正利用/利用者が意図しない決済の実行	システム設計時の脆弱性排除と監視体制強化
5		通信経路	ハッキング等	第三者	利用者のID等の抜き取り及び不正利用	
6		各サーバー	ハッキング等	第三者	同上/利用者のID等の不正生成/決済履歴の追加・改ざん	

図表 19 想定される請求書払い（バーコード、地方税統一QRコード）の不正利用例

No.	起因箇所1	起因箇所2	想定事象	不正者	具体的な不正の例	対策方針
1	モバイルデバイス	-	紛失・盗難	第三者	第三者が利用者のモバイルデバイスを利用して決済する	本人認証の実施
2		-	意図的流出	利用者	利用者が第三者と結託して利用の覚えなしとして申告する	
3	システム	コード決済アプリ	ハッキング等	第三者	利用者のID等の抜き取り及び不正利用/利用者が意図しない決済の実行	システム設計時の脆弱性排除と監視体制強化
4		通信経路	ハッキング等	第三者	利用者のID等の抜き取り及び不正利用	
5		各サーバー	ハッキング等	第三者	同上/利用者のID等の不正生成/決済履歴の追加・改ざん	

3 本人認証

3.1 総論

コード決済事業者においては、不正利用等を防止するためにコード決済を利用できる者を本人に限定するとともに、決済を行おうとする者が当該決済を行う権限がある者であること（多くの場合では、当該決済によって支払い義務を負う者と決済を行おうとしている者が同一であること。）を担保するために、本人認証を行うことが重要と考えられる。なお、関連法令において、利用者の氏名等特定の項目の確認がコード決済関連事業者に義務付けられている場合がある。かかる法令が自己に適用があるか否かについては各コード決済関連事業者が自己の責任において確認する必要がある。また、かかる法令においては、本人確認義務以外の義務がコード決済関連事業者に課されている場合があることにも注意が必要である。

本人認証には大きく分けて(1)利用者が初めて当該決済手段を利用する際に当該利用者を限定する目的で行われる本人認証（基礎認証）と(2)決済を行おうとする際に決済を行おうとしている者が事前に登録されている利用者と一致するかを確認する目的で行われる本人認証（利用時認証）がある。本人認証のあり方においては、これらの組み合わせにより様々なパターンが考えられるが、コード決済事業者は想定される不正利用を防止するために、適切な本人認証プロセスを設けなければならない。

3.1.1 基礎認証

コード決済事業者は、第三者によるコード決済アプリ ID やパスワードの不正取得による不正利用を防止するために、利用者のモバイルデバイスとコード決済アプリを紐づけ管理しなければならない。また、基礎認証にあたっては、利用者を特定するために必要な情報の受領・確認を行うことも考えられる。同時に、コード決済アプリにクレジットカード、デビットカード、銀行口座等の支払手段を登録しようとしている

利用者が、当該支払手段の利用に関し正当な権限を有する者であることを確認する等、不正利用を未然に防止するための対策を行うことも重要である。

3.1.2 利用時認証

利用時認証のタイミングについては、(1)利用者のモバイルデバイスの立上げ時、(2)コード決済アプリの立上げ時、(3)決済時（QRコード読み取り時）等が考えられる。利用時認証の方法については、PINの入力、指紋認証、顔認証等がある。利用者及び契約店に安心・安全なコード決済を提供するため、決済時（QRコード読み取り時）に本人認証を行うことが推奨される。利用時認証については、利用者のモバイルデバイスの機能及び設定に依存する場合があります。コード決済事業者がすべてをコントロールできる訳ではない。また、各利用者、各契約店によって、希望するセキュリティレベルは大きく異なる場合もあり、本人認証スキームの構築にあたっては、不正防止の観点はもちろんのこと、利用者のモバイルデバイスの種類、利用状況、契約店における決済オペレーションの負荷、利用者及び契約店のニーズ等様々な事項を考慮し、慎重に判断していく必要がある。各利用者、各契約店のニーズに対応できるように、セキュリティレベルを各利用者、各契約店が選択できるようにするのも一つの方策である。

図表 20 利用時認証組合せパターン

	モバイルデバイス 立上げ時	コード決済アプリ 立上げ時	決済時
組み合わせパターン	○	○	○
	○	-	○
	○	○	-
	-	○	○
	○	-	-
	-	○	-
	-	-	○

※セキュリティ対策は、他のセキュリティ対策（本ガイドラインで言及されているか否かを問わない。）との組み合わせにより行うものであり、本人認証の頻度のみで当該決済システムの安全性を決められるものではない。

4 静的 QR コードの管理

静的 QR コードを用いたコード決済は、あらかじめ契約店が印刷の上設置した QR コードを用いて決済を行うため、当該設置されている静的 QR コードが不正に貼り換

え、偽造等されれば、正常な決済が行われなくなる。また、同一の静的 QR コードを複数回利用することが想定されているため、ワンタイムトークン等による偽造防止策を行うことができない。そのため、契約店における印刷済みの静的 QR コードの適切な管理が不正利用防止のためには重要になってくる。コード決済事業者は、かかる静的 QR コードの不正な貼り換え、偽造等に対する必要な対策を行わなければならない。具体的には例えば、静的 QR コードを容易に複製することが難しいパネル・特殊な用紙等に印刷する、設置してある静的 QR コードの上に別の静的 QR コードが貼られていないか契約店に定期的に確認するよう指導する、定期的に契約店が自分で決済を試みてその正当性を確認するよう指導する、といった手段が考えられる。

5 取引の管理

5.1 取引検証

コード決済事業者は、不正利用を防止するとともに正常な取引を実行するために、以下の各場面において以下の表記載の各事項を検証しなければならない。

図表 21 必要とされる取引検証

取引依頼電文送信時	
1	スマートフォン用のコード決済アプリからの取引においては、あらかじめ紐づけられた利用者のモバイルデバイスから行われたものであること。
取引依頼電文検証時	
2	当該決済を行おうとしている利用者の会員ステータスが有効であること。
3	有効な QR コードの利用であること。

5.2 決済完了画面の表示

5.2.1 静的 QR コード

静的 QR コードを用いたコード決済では、原則的には利用者のモバイルデバイスに表示された決済完了画面を契約店が視認することによって決済の完了を確認する。当該決済完了画面が、以前に行われた決済画面のスクリーンショットや偽造・変造された画面等の不正な画面であった場合、契約店は決済が行われていないにもかかわらず、決済が行われたと誤認してしまう可能性がある。そのため、決済完了画面は容易に偽造等できるものであってはならない。コード決済事業者は、利用者がかかる決済完了を偽装する行為を防止でき、かつ、契約店が容易に決済の正当性を確認できるような

決済完了画面を構築しなければならない。具体的には、決済画面にアニメーションやタイムスタンプを表示することや決済完了時に決済完了を知らせる音を出す等が考えられる。また、契約店に対し、決済完了画面の確認方法を周知することも大切である。

5.2.2 動的 QR コード

動的 QR コードを用いたコード決済では、契約店側がオフライン環境下で決済を行う場合等には利用者のモバイルデバイスに表示された決済完了画面を視認することによって決済完了を確認する必要がある場合がある。当該決済完了画面が、以前に行われた決済画面のスクリーンショットや偽造・変造された画面等の不正な画面であった場合、契約店は決済が行われていないにもかかわらず、決済が行われたと誤認してしまう可能性がある。そのため、決済完了画面は容易に偽造等できるものであってはならない。コード決済事業者は、利用者がかかる決済完了を偽装する行為を防止でき、かつ、契約店が容易に決済の正当性を確認できるような決済完了画面を構築しなければならない。具体的には、決済画面にアニメーションやタイムスタンプを表示することや決済完了時に決済完了を知らせる音を出す等が考えられる。また、契約店に対し、決済完了画面の確認方法を周知することも大切である。

5.3 契約店への取引確認手段の提供

上記「5.2 決済完了画面の表示」記載のとおり、決済完了画面の視認による決済完了の確認には、利用者による決済完了偽装の可能性が存在する。そのため、決済完了画面に偽装防止策を行うことに加えて、決済が行われた場合に契約店が決済完了したことを契約店側の端末やモバイルデバイスで確認できるようにすることが重要である。コード決済事業者は、契約店に対し、契約店が任意に決済完了情報を確認できる手段を提供しなければならない。なお、ここで要求されているのは、契約店側がオンライン環境下で決済完了の確認を希望したときに確認ができる状態の構築であり、契約店側がオフライン環境にある場合や決済時に契約店側の端末やモバイルデバイスが手元にない場合が考えられることから、決済完了と同時に契約店側が決済完了した旨を実際に確認できることまでを要求するものではない。通知手段等については以下を推奨する。

図表 22 推奨される取引情報提供手段等

情報提供手段	Push 通知、email、SMS、契約店側コード決済アプリ上での表示等
情報提供時期	取引の成立後すみやかに
情報提供内容	日時、金額等

なお、動的 QR コードにおいては、静的 QR コードと異なり、契約店は決済完了通

知を受けるための端末等を保有していることが多い。そして、上記記載の決済完了確認手段の提供においては、契約店側の端末やモバイルデバイスとコード決済事業者のサーバー等とのやり取りが発生する。本ガイドラインでは、かかる通信について、特定の接続 API を定めるものではないが、開発に際しての参考とすべく下記に決済完了確認手段の提供において必要となる接続 API リクエスト項目の代表例を一覧にしてある。ただし、かかるリクエスト項目はあくまで代表例であり、必要となるリクエスト項目を網羅したものではない。各コード決済事業者は下記表を参考にしつつ、各自必要な開発を行ってほしい。

図表 23 決済完了確認手段の提供における接続 API リクエスト項目の代表例

No.	項目名	属性	必須	説明
1	notification_type	英数字	Y	“Transaction”固定
2	BizCode	英数字	Y	契約店 ID
3	storeCode	英数字	N	契約店コード
4	termCode	英数字	N	端末コード
5	transId	英数字	Y	取引番号
6	receiptNo	英数字	N	契約店レシート番号
7	transTime	英数字	N	処理日時（取引成功時のみ）
8	Amount	数字	Y	取引金額
9	Result	英数字	Y	“COMPLETED”, “FAILED”

5.4 利用者への取引通知

利用者のモバイルデバイスの盗難、契約店による不正操作又は偽造・変造された QR コードを使った決済等による不正利用に対応するためには、速やかに利用者に対し、当該利用者の決済アカウントを用いて決済が行われたことを通知することが重要である。コード決済事業者は、決済の都度、利用者に決済が行われた旨を通知しなければならない。通知手段等については以下を推奨する。

図表 24 推奨される取引完了通知の手段等

通知手段	Push 通知、email、SMS、コード決済アプリ画面での表示等
通知時期	取引成立後すみやかに
通知内容	日時、金額、契約店名称等

5.5 事後的な不正利用検証

将来における不正利用防止のためには、事前のセキュリティ対策のみならず、事後的な不正利用検証も重要である。かかる事後的検証を可能にするために必要となる利用者に関する情報、取引データ等を適切な期間保存することが推奨される。

6 システム間の情報連携におけるリスク検証の実施

決済システムは安全なシステムである必要があり、コード決済事業者は、コード決済サービスのリリース前、機能追加時等の適時のタイミングにおいて、自己のコード決済システム間の情報連携におけるリスク検証を行い、リスクの洗い出しを行うことが推奨される。ここでいう「システム」とは、連携する外部システムだけでなく、自己の内部システム同士で情報をやりとりする場合も含む。

かかるリスクをチェックする手段の一つとして、BCM 原則に基づいたチェックがある。BCM 原則の内容とその検証方法の例は別紙 1 のとおりである。BCM 原則は、システム間の情報連携におけるリスクを洗い出すには非常に有用な原則である。かかるリスクチェックにおいては、第三者の目（第三者機関のみならず、当該決済システムの開発に関与していない自社内の開発者も含む。）で見ることも大切である。

コード決済事業者は、リスク検証の結果、脆弱性が発見された場合は、技術的対策、業務運用による対策等の必要な対策を検討・実施する必要がある。

7 その他

上記各セキュリティ対策のほか、コード決済においてはシステム面及び体制面において以下のような各セキュリティ対策を検討することも考えられる。

図表 25 その他の考えられるセキュリティ対策

<システム面>

No.	項目	内容（実装の手引き）
1	決済 ID 管理	利用者のモバイルデバイス上の決済 ID 保有は必要最低限の範囲内で設計する
2	アクセス権限	コード決済関連事業者における決済 ID 管理部分へのアクセス権限付与は、必要最低限の範囲とする
3	暗号鍵管理	高セキュリティ事項として厳重な管理方法を定める
4	コード決済アプリ開発	開発プロセスにおいて脆弱性がないセキュアコーディングを行う
5	通信暗号化	コード決済アプリとコード決済関連事業者サーバー間の通信プロトコルはセキュアなものを採用する
6	ネットワーク構成	ネットワーク構成の区分け及びファイヤーウォール設置等により不正アクセスのリスクを低減する
7	取引データ履歴	取消返品店頭運用に支障を生じさせないように適切な期間、履歴を保存する（その他、決済に係る法令・会計の定めを考慮すること）

<体制面>

No.	項目	内容（実装の手引き）
-----	----	------------

1	不正利用の監視体制	不正利用検知を行う体制構築を行う（システム導入含む）
2	網羅的な検証	不正取引を検証し、新たな対策に活かす
3	取引ごとのリスクベース認証設定	対策の一つとして、利用者のステータス・利用状況等に 応じたリスクベース認証を実施する

今後について

1 本ガイドラインの改訂方針

本ガイドラインは、EMV仕様(MPM)の変更、コード決済を巡る環境の変化やテクノロジーの発展等に応じ改訂が必要である。協議会は適時、本ガイドラインの改訂についての検討を行うものとする。

2 コード決済の発展に向けて

コード決済は、キャッシュレスの推進において今後重要な意味を持つと思われる。コード決済関連事業者間のみならず、契約店や他の分野の事業者との連携も大切にしながら、コード決済関連事業者、契約店、利用者の三方がそれぞれ利益を享受できるようなキャッシュレスの在り方を今後も引き続き模索していきたい。本ガイドラインがコード決済、ひいては日本のキャッシュレス社会の発展の一助になれば幸いである。

以 上

別紙 1

1 BCM 原則を満たすとは

BCM 原則を満たすとは以下のすべてを満たすことをいう。

原則 1. 送信元・送信先を認証することができ、

原則 2. どのプロトコルのどのバージョンどのメッセージかを識別することができ、

原則 3. 当該トランザクションに参与する全アクター・ロールを知ることができ、

原則 4. かつ、それぞれのメッセージの改ざん検知が可能である。

ここで、

- 送信元認証とは、受信者が送信元の提示する識別情報・認証情報を、事前に記録してあるデータと突き合わせて、確率的一致性を確認すること。
- 送信先認証とは、送信者が送信先の識別情報（アドレス、URL）およびその認証情報を、事前に記録してあるデータと突き合わせて、確率的一致性を確認すること。

実際の点検では、これを以下の処理に関して行うものとする。

1. クライアントアプリの登録（インストール・再インストール時）
2. ユーザの登録
3. ユーザの認証
4. クレデンシャルのリセット（例：パスワードのリセット）
5. アカウントの一時停止
6. アカウントの再開
7. 支払い処理
8. アカウントの停止
9. アカウントの廃止

点検にあたっては、シーケンス図とその解説を作成、それぞれを BCM 原則に照らして評価し、プロトコルとしての安全性を見て、リスク評価をする。

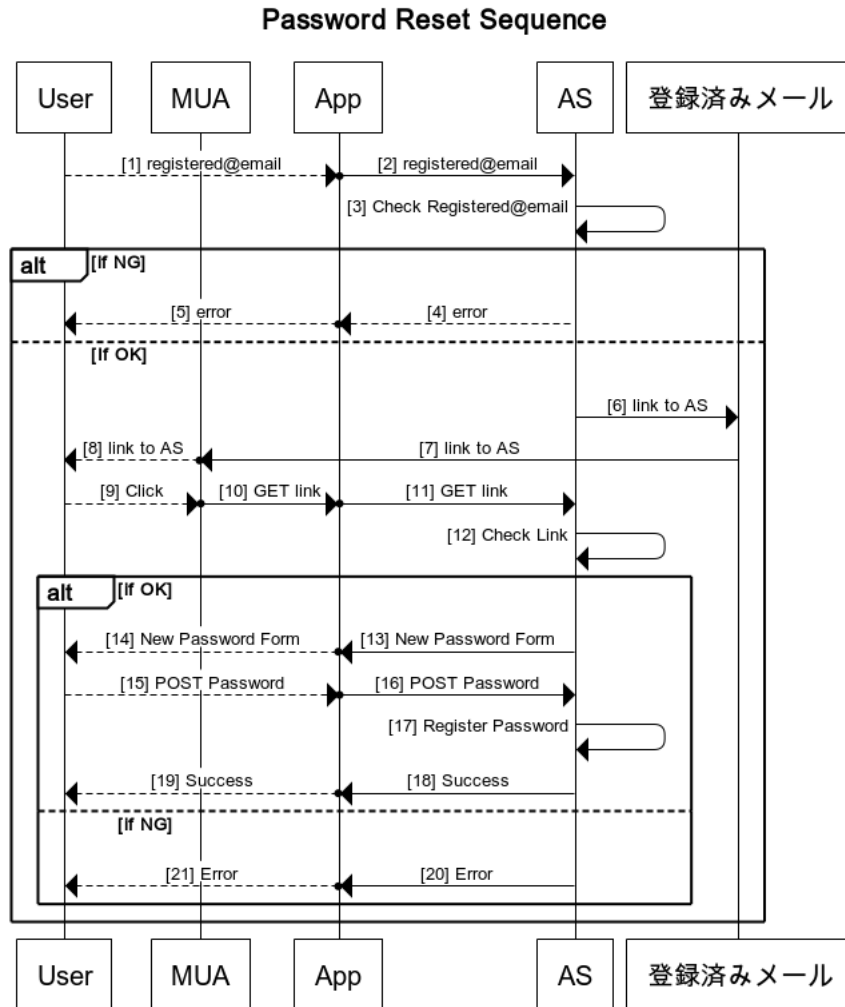
例として、ありがちな「パスワードリセット」手続きについて、以下に記載する。

2 例：パスワード・リセットのケース

[注] この例は、とくにセキュアな例ではない。

むしろ、例として、意図的に技術的にはセキュアでない部分を作っている。

2.1 シーケンス図



2.2 プロトコル説明

- [1]. ユーザがスマホ上のAppのパスワード忘れ画面を開いて、自らのユーザ名(メアド)を入力。
- [2]. Appは自ら保存していた最後のログイン用IDトークン{id.token}と、ユーザが入力したメアド{email}および乱数{nonce}を以下の様式でHTTPS上でASのパスワードリセットURL `https://example.com/app1/passr/ 1.0/`へ送信。なお、この時の{email}と{nonce}をApp

は保存しておくとともに、自分がパスワードリセット中であることも保存しておく。

POST/app1/passr/1.0/HTTP/1.0

Host:example.comAuthorize:Bearer{access_token}

Content-Type:application/x-www-form-urlencoded

Content-Length:{length}

email={email}&id_token_hint={id_token}&nonce={nonce}

- [3]. AS は、{email}、{id_token}、および{email}に付随して AS 内の Identity Register に保存されていた値から整合性をチェック。このとき、{email}は、{id_token}から取得された{email}に等しくなければならず、またこの値は Identity Register で有効でなければならない。
- [4]. NG であれば、400 Error を返す。
- [5]. 同上。
- [6]. OK であれば、パスワードリセット用ワンタイムリンク{link}を記載したメールを送る。
- [7]. [6]で送ったメールを MUA が取得、
- [8]. ユーザに提示。
- [9]. ユーザはリンクをクリック。
- [10]. {link}は https claimed URI になっているため、App に値が引き渡される。{link}の中には {nonce}も入っているため、App は[2]で保存した値と突合。あっているならば、[11]に進む。そうでなければエラー表示。
- [11]. App は{link}にアクセス。

GET/app1/passr/1.0/s2/?nonce={nonce}HTTP/1.0

Host:example.comAuthorize:Bearer{access_token}

Content-Type:application/x-www-form-urlencoded

Content-Length:{length2}

- [12]. AS は{nonce}と{access_token}を[2]の値と突合。
- [13]. OK であればパスワードリセットフォームを返却、
- [14]. App はそれをユーザに提示。
- [15]. ユーザは新パスワードを2回入力、App 上で突合。
- [16]. App は新パスワードおよび{nonce}を AS の/app1/passr/1.0/s3/に送信

POST/app1/passr/1.0/s3/HTTP/1.0

Host:example.comiv

Authorize:Bearer{access_token}

Content-Type:application/x-www-form-urlencoded

Content-Length:{length}

nonce={nonce}&p1={pass1}&p2={pass2}

- [17]. AS は{access_token}と{nonce}の整合性を確認の後、これらから該当アカウントを特定、{pass1}={pass2}ならば、これを新パスワードとして登録。
- [18]. 200 OK を返すとともに、{email}に変更したことを通知、
- [19]. 成功画面をユーザに提示。
- [20]. NG だった場合には 400Error を返し、
- [21]. ユーザに表示する。

2.3 BCM 評価原則

2.3.1 全体

本パスワードリセットプロトコルでは、全アクター (User, MUA, App, AS, 登録済みメール) がプロトコル開始時に確定しているため、プロトコル・トランザクション中のメッセージであることが分かれば、各シーケンスにおいて、当該トランザクションに参与する全アクター・ロールを知ることができる。

- [1] システム外なので対象外
- [2] 原則 1: App は AS の TLS 証明書を確認。AS は App を、個別のクライアント別シークレットで確認。
原則 2: 本プロトコルでコールされる AS のアドレスは本プロトコル・バージョンに専用のものであるため満たされる。
原則 3: 原則2が満たされているため、「全体」に記述したとおり満たされる。
原則 4: TLS で保護されているため満たされる。
- [3] サーバー内通信であるため対象外
- [4] 原則 1: TLS セッションで守られており、[2]での確認が有効なため満たされている。
原則 2: 同上。
原則 3: 同上。
原則 4: 同上。
- [5] システム外なので対象外
- [6] 原則 1: リレーされる可能性があるため満たされていない。
原則 2: メールヘッダ及び本文に記載しているが、MUA ではチェックされないため満たされない。
原則 3: 同上。

原則 4: S/MIME 署名はつけておらず、検知できないため未達。

[7] 原則 1: MUA はクライアント認証を行わないため未達。

原則 2: [6]の原則 2 に同じ。

原則 3: 同上。

原則 4: S/MIME 署名はつけておらず、検知できないため未達。

[8] システム外なので対象外

[9] システム外なので対象外

[10] 原則 1: Claimed HTTPS URL を用いて App を起動するので送信先は認証されているが、送信元は認証されない。なお、リセットフローをはじめた端末以外でこのリンクを開いた場合はエラーになる。

原則 2: リンクの中にプロトコル名とバージョンの識別子が入っている。

原則 3: [6]の原則 3 に同じ。

原則 4: URL 自体は署名されていないので満たされていない。

[11] 原則 1: App は AS の TLS 証明書を確認。AS は App を、個別のクライアント別シークレットで確認、さらにリンクのパラメータが当該 App 向けであることを確認。

原則 2: コールされる AS のアドレスは本プロトコル・バージョンに専用のものであり、また、[2][16]のものとも異なるため満たされる。

原則 3: 原則 2 が満たされているため、「全体」に記述したとおり満たされる。

原則 4: TLS で保護されているため満たされる。

[12] サーバー内通信であるため対象外

[13] 原則 1: TLS セッションで守られており、[11]での確認が有効なため満たされている。

原則 2: 同上。

原則 3: 同上。

原則 4: 同上。

[14] システム外なので対象外

[15] システム外なので対象外

[16] 原則 1: App は AS の TLS 証明書を確認。AS は App を、個別のクライアント別シークレットで確認。

原則 2: コールされる AS のアドレスは本プロトコル・バージョンに専用のものであり、また、[2][11]のものとも異なるため満たされる。

原則 3: 原則 2 が満たされているため、「全体」に記述したとおり満たされる。

原則 4: TLS で保護されているため満たされる。

[17] サーバー内通信であるため対象外

[18] 原則 1: TLS セッションで守られており、[16]での確認が有効なため満たされている。

原則 2: 同上。

原則 3: 同上。

原則 4: 同上。

[19] システム外なので対象外

[20] 原則 1: TLS セッションで守られており、[16]での確認が有効なため満たされている。

原則 2: 同上。

原則 3: 同上。

原則 4: 同上。

2.4 評価

BCM 原則は[6][7][10]が満たしていないため満たされていない。そのため、このプロトコルは、技術的には安全ではないと考えられる。技術以外の対策が必要である。

2.4.1 リスクの評価

a. シーケンス・ステップ毎の評価

[1] n/a

[2] 影響度:高頻度:低評価:低理由:破られた場合の個別の影響度は高いものの、頻度は低いと考えられ、総合評価は「低」とする。

[3] n/a

[4] 上記[2]に同じ

[5] n/a

[6] 影響度:高頻度:中評価:中理由:攻撃内容はフィッシングであるが、[10]での対策により、その成功する確率は低い。

[7] 同上

[8] n/a

[9] n/a

[10] 影響度:高頻度:低評価:低理由:URL のパラメータの書換は可能ではあるものの、[11]でのチェックにひっかかるはず。

[11] 影響度:高頻度:低評価:低理由:破られた場合の個別の影響度は高いものの、頻度は低いと考えられ、総合評価は「低」とする。

[12] n/a

[13] 上記[2]に同じ

[14] n/a

[15] n/a

[16] 影響度:高頻度:低評価:低理由:破られた場合の個別の影響度は高いものの、頻度は低いと考えられ、総合評価は「低」とする。

[17] n/a

[18] 影響度:高頻度:低評価:低理由:破られた場合の個別の影響度は高いものの、頻度は低

いと考えられ、総合評価は「低」とする。

[19] n/a

[20] 影響度:高頻度:低評価:低理由:破られた場合の個別の影響度は高いものの、頻度は低いと考えられ、総合評価は「低」とする。

[21] n/a

b. 全体評価

プロトコルとしてはステップ[6][7][10]のために脆弱性があると考えられるが、たとえば[11]などである程度対処されているため、リスク評価は「中」とする。

2.5 技術的対策以外の対策

技術的対策だけだと残存リスクが「中」となるため、運用的対策を行う。

具体的には、本プロトコルフローでパスワードのリセットを行った場合には、当該アカウントを一定期間、要注意リストに入れ、支払限度額を下げ、必要に応じて別途本人に電話で確認をとるものとする。

以上

今後のスケジュール(想定)

